

# 災害に備える 民生委員・児童委員活動に 関する指針

民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針 改訂第3版



## はじめに

本会では、平成 19(2007)年の民生委員制度創設 90 周年に際して、「災害時一人も見逃さない運動」を提唱し、運動期間終了後も、この運動の主旨である平常時からの体制整備を呼びかけてまいりました。この運動により、各地の民児協において、災害時要援護者台帳や災害福祉マップが作成されるなど、その後の災害対応において、その成果が発揮されました。しかし、未曾有の被害をもたらした東日本大震災では、56 人の委員がお亡くなりになり、多くの委員が被災するなど、委員の安全確保、災害時の委員の役割、避難生活の長期化のなかでの委員に対する支援等、多くの課題が明らかになりました。

それらの課題を受け、本会では、災害時の委員活動のあり方についての具体的な考え方や留意点を整理し、「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」を取りまとめました（平成 25(2013)年 4 月）。その後、改正災害対策基本法（同年 6 月）で、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、その提供先のひとつとして、民生委員があげられたことを受けて、災害対策基本法と委員活動の関係などについて加筆を行い、第 2 版を発行しました（同年 11 月）。

第 2 版の発行から 5 年が経過し、東日本大震災被災地では復興に向かうなかで新たな課題が明らかになっていること、各地で災害が相次ぎ、災害時の委員活動のあり方を改めて整理する必要があること、避難行動要支援者名簿の作成がほぼ全ての市町村で完了するなか、名簿の共有方法や活用方法が課題になっていることなどから、この度、第 3 版となる「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を作成いたしました。

指針の名称を「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」と変更したのは、「民生委員・児童委員も地域住民のひとりであり、自らの安全が最優先であること」、「災害時要援護者の支援は委員だけが担うのではなく地域ぐるみの取り組みが必要であること」、「災害時に円滑な対応を行うためには平常時の取り組みが重要であること」を、指針の名称から、委員のみならず、行政等の関係者にも伝えていくという主旨に基づくものです。

現在、地域の状況は地域によってさまざまに異なります。それゆえ、本指針で示している共通的な考え方をふまえつつ、それぞれの地域の実状に即した民生委員・児童委員、民児協としての考え方を各地で整理していただくことが必要です。そして、地域住民の命や暮らしに責任をもつ行政に対し、それぞれが整理した考え方を伝え、連携するとともに、行政として災害への準備を整えるよう働きかけていただきたいと考えています。

本会としても引き続き国に対する働きかけを実施してまいりますので、本指針をふまえ、それぞれの地域での防災対応がすすむよう、各地における取り組みをお願い申し上げます。

平成 31(2019)年 3 月

全国民生委員児童委員連合会 会長 得能 金市

# 「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」

はじめに

## 第1部 災害に備える民生委員・児童委員活動

1. 災害に関する民生委員・児童委員活動を取り巻く状況 .....	2
(1) これまでの取り組み	
(2) 被災地から明らかになった課題	
(3) 災害対策基本法の改正と民生委員・児童委員活動	
2. 災害に備える民生委員・児童委員活動の基本的な考え方 .....	5
3. 地域のつながりの構築 .....	7
4. 災害時に支援が必要となる人とは .....	8
5. 災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条 .....	10

## 第2部 災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条 .....

16

### 第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える .....

18

- (1) 自身と家族の安全確保の徹底
- (2) 自らの安否情報の連絡

### 第2条 無理のない活動を心がける .....

22

- (1) 委員自身も被災者となる
- (2) 安否確認にあたって
- (3) 避難所における役割
- (4) 支援活動への協力

第3条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む .....	26
(1) 住民自身による取り組みを促す	
(2) 地域のネットワークづくり	
(3) 避難支援者は地域住民から	
(4) 避難の呼びかけ、情報伝達	
第4条 災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する .....	30
(1) 普段の見守りや訪問活動で得られる情報	
(2) 災害時要援護者台帳の作成	
(3) 自助努力の支援	
第5条 民児協の方針を組織として決めておく .....	34
(1) 民児協の機能が喪失したときのために	
(2) 民児協としてあらかじめ決めておくこと	
(3) 民児協同士の広域的な助け合い	
第6条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく .....	38
(1) 名簿の保管方法	
(2) 名簿掲載内容の更新方法	
第7条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく .....	40
(1) 避難行動要支援者名簿の共有先	
(2) 名簿の提供に同意しなかった人の対応	
(3) 避難所の避難者名簿	
第8条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する .....	42
(1) 避難所の課題	
(2) 避難所での配慮	
(3) 在宅避難者への支援	
(4) 「ニーズ」の把握と「支援」へのつなぎ	
(5) 被災者の心に寄り添う	

第9条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける .....	46
(1) 仮設住宅での孤立	
(2) 発災前のコミュニティの維持	
(3) 新たなコミュニティの形成	
(4) 仮設住宅における孤立を防ぐ	
(5) 災害公営住宅での孤立	

第10条 民生委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する .....	50
(1) 民児協の機能回復	
(2) 精神面の支援	
(3) 1人で抱え込まないように	
(4) 地区割りや担当世帯の見直し	
(5) 委員同士の支え合い	

**【資料編（参考資料）】**

1. 災害種類別の特性と活動上の留意点 .....	54
2. 気象等および避難に関する情報 .....	60
3. 災害に備えて知っておきたい知識 .....	63
4. 災害対策基本法（抜粋） .....	72
5. 全民児連における災害に関するこれまでの取り組み .....	77

## Topics

「災害対策基本法」	3
「避難行動要支援者名簿の提供先」	4
「震災関連死」	6
「住民の防災意識の変化」	7
「災害時一人も見逃さない運動」	18
「率先避難」	19
「災害用伝言ダイヤル（171）」	20
「災害用掲示板」	20
「メッセージアプリ LINE」	21
「安否確認にあたって」	23
「避難所の運営」	24
「指定緊急避難場所と指定避難所」	24
「福祉避難所」	27
「タイムライン」	29
「災害時要援護者台帳」	31
「災害福祉マップ」	31
「ハザードマップ」	31
「普段の活動時に持っている、災害時に役立つもの」	36
「マスコミ対応」	36
「名簿の掲載内容」	39
「行政との協議」	40
「避難所運営訓練」	42
「情報の漏れ」	44
「仮設住宅での活動の留意点」	46
「災害公営住宅で考えられる課題」	49
「PTSD（Post Traumatic Stress Disorder）」	51
「地域防災計画」	63
「地区防災計画」	63
「自主防災組織」	63
「携帯電話のバッテリー」	64
「ガソリンの給油」	64
「避難訓練」	65
「個別計画」	65
「災害時要援護者台帳 様式例」	66
「安否確認と避難支援」	68
「自宅の安全対策」	68
「非常備蓄品（復旧までの数日間を支えるもの、一人分）」	68
「非常持ち出し品（災害発生時に最初に持ち出すもの）」	69
「不同意者名簿の提供」	69
「民生委員に対する個人情報の提供」	70
「災害ボランティアセンター」	70
「生活支援相談員」	71
「仮設住宅と災害公営住宅」	71

# 災害に備える民生委員・児童委員活動 10か条

第 1 条 自分自身と家族の安全を最優先に考える

第 2 条 無理のない活動を心がける

第 3 条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む

第 4 条 災害時の活動は  
日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する

第 5 条 民児協の方針を組織として決めておく

第 6 条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく

第 7 条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく

第 8 条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

第 9 条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける

第 10 条 民生委員同士の支え合い、  
民児協による委員支援を重視する

# 第1部

災害に備える民生委員・児童委員活動

# 第1部

## 災害に備える民生委員・児童委員活動

### 1. 災害に関する民生委員・児童委員活動を取り巻く状況

#### (1) これまでの取り組み

- 全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連と表記）では、平成 19(2007)年の民生委員制度創設 90 周年に際し、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を提唱し、平成 22(2010)年の運動期間終了後も、この運動の主旨である災害時要援護者の把握や避難支援のための平常時からの体制整備を呼びかけてきました。
- この運動により、各地の民児協において、災害時要援護者台帳の整備や災害福祉マップの作成などの取り組みが行われ、各地の地震や豪雨災害等に際して、その成果が発揮されました。しかし、未曾有の災害となった東日本大震災において、多くの課題も明らかになりました。

#### (2) 被災地から明らかになった課題

- 平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、きわめて広い地域に甚大な被害をもたらし、多くの死者・行方不明者を出しました。
- 犠牲者のなかには、地震直後から高齢者等の安否確認や避難支援にあたっていた 56 名の民生委員・児童委員（以下、民生委員と表記）も含まれています。
- 民生委員としての強い使命感から、普段見守っている高齢者等を残して避難することはできなかつたのであり、災害時の委員活動を考えるうえで、民生委員の安全確保の重要性が明らかになりました。
- また、東日本大震災以後の災害被災地のヒアリング等でも共通していたのは、大規模災害時は委員同士の安否確認も難しくなること、災害時に民生委員ができる要援護者等に対する支援活動は寄せられる期待に比して限定的であるということでした。
- 民生委員は災害対応の専門家ではなく、その地域で生活する住民のひとりであることから、多くの役割を担えるものではありませんし、担うべきでもありません。
- 災害被災地の経験からは、災害時の支援活動を行うためには、平常時から民生委員や関係機関に加え、近隣住民が相互に協力し合う体制を構築していくことが不可欠であることが明らかになりました。

- また、避難所生活においては、高齢者や障がい者への配慮、女性のプライバシー確保などが課題となるとともに、在宅で避難生活を続けた被災住民への支援不足も指摘されました。
- さらに、避難所や仮設住宅に担当区域の要援護者が分散避難することによる、避難元と避難先の民生委員の役割分担や協力体制も課題となりました。
- 大規模災害の場合、仮設住宅等での避難生活が長期化するなかで、新たな生活課題や福祉課題、そして社会的孤立といった問題が生じます。そうした課題の解消に向け、被災者に寄り添った継続的な支援が重要であることも明らかになりました。

### (3) 災害対策基本法の改正と民生委員・児童委員活動

- 東日本大震災以後、国や市町村をはじめ、企業や住民組織等においても災害対策の見直しや強化が進められました。国においては、平成 25(2013)年 6 月に災害対策基本法を改正し、市町村における災害対策の取り組みを推進することとしました。
- この災害策基本法改正において、市町村に「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられ、名簿の提供先のひとつとして民生委員が挙げられました。
- 加えて、民生委員児童委員協議会（以下、民児協と表記）が独自に災害時要援護者名簿の作成などの取り組みを行っていたこと、高齢化にともなう地域の担い手不足、自主防災組織の遅れなどもあいまって、現在、民生委員に対し、防災・減災に関して大きな期待が寄せられています。
- しかし、災害対策基本法でも、地域の多様な関係者の連携・協働による取り組みを求めており、民生委員だけでなく、地域ぐるみで取り組むことが必要です。

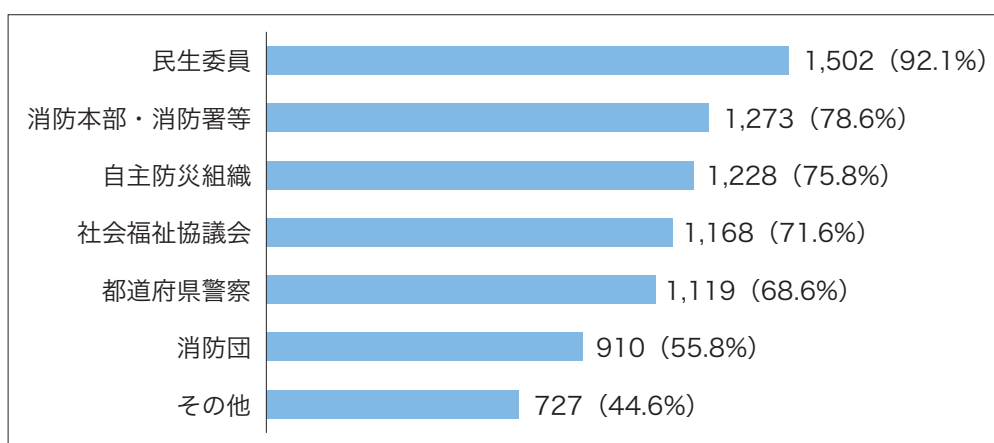
#### Topics 「災害対策基本法」

- ✓ 「災害対策基本法」は、国や市町村が災害対策に必要な体制を確立するとともに防災計画を作成することや、住民は防災活動に取り組むといった災害対策の基本を定めている法律です（昭和 36(1961)年制定）。
- ✓ 東日本大震災以後も全国各地で災害が相次ぐなか、平常時からの防災対策の強化とともに、発災後、さまざまな支援ニーズを有する被災者への適時適切な支援が行われることをめざした体制整備を図ることを目的に、平成 25(2013)年 6 月に改正されました。
- ✓ そのなかでは、発災時に自力避難が困難な人について、市町村長にその名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務づけるとともに、警察や消防、民生委員、社協、自主防災組織等、幅広い地域関係者にその名簿を提供し、避難支援の体制整備を図ることとしています。

## Topics 「避難行動要支援者名簿の提供先」

- ✓ 消防庁の調査によると、市町村に作成が義務づけられている「避難行動要支援者名簿」は、平成 29(2017)年 6 月 1 日現在で、93.8%の市町村が作成済となっています。平成 29 年(2017)度末までに作成済となる市町村(5.3%)を加えると、99.1%の市町村が作成済となります。
- ✓ 平常時における「避難行動要支援者名簿」の提供先としては、全国の 92.1%の市町村で民生委員への提供がされています。しかし、その一方で、消防署(78.6%)や自主防災組織(75.8%)、社協(71.6%)、警察(68.6%)、消防団(55.8%)等への提供率は民生委員に比べて低く、民生委員への負担が懸念されます。

### 平常時における避難行動要支援者名簿の提供先 (29 年 6 月現在、消防庁)



## 2. 災害に備える民生委員・児童委員活動の基本的な考え方

- そうした課題認識を踏まえ、今後民生委員が災害に備えた活動に取り組む際、とくに意識しておくべきこととして、以下の3点が考えられます。

### Point 「災害に備える民生委員・児童委員活動の基本的な考え方」

① 平常時の取り組みこそが重要 <平常時>

② 自分自身と家族の安全確保が最優先 <発災時>

③ 支援を必要とする人に、必要な支援が届くようにつなぐ <発災後>

### Point① 平常時の取り組みこそが重要 <平常時>

- ・日頃から災害対策に積極的に取り組んでいた地域では、災害時も円滑に対応できたとのことです。住民相互に支援し合えるような体制づくりをはじめ、災害時に支援が必要な人も参加しての防災訓練や避難訓練など、地域ぐるみの取り組みが極めて重要です。
- ・平常時に、支援が必要な人を地域の誰がどのように支援するのか、あらかじめ地域で話し合っておきましょう。
- ・災害時に支援が必要な人自身が日頃からできる範囲での取り組み（自助努力）を進められるよう、民生委員等が支援していきましょう。
- ・災害時のあらゆる活動は、平常時からの地域のつながりがあってこそ、円滑なものとなります。
- ・地域のつながりが弱い場合は、防災をきっかけに住民相互のつながりを構築するよう、行政や自治会、社会福祉協議会（以下、社協と表記）、社会福祉施設等に働きかけるとともに、民生委員も協力しましょう。
- ・地域のつながりを構築することは、災害時だけでなく、住民の地域活動の活性化など、平常時においても安心して生活できる地域となり、国が進める「地域共生社会」の実現や、社会的孤立の防止にもつながります。

### Point② 自分自身と家族の安全確保が最優先 <発災時>

- ・災害発生時は、なにより自分自身と家族の安全確保が最優先です。

- ・地域住民のひとりとして、率先避難を心がけましょう。
- ・テレビ、ラジオ、防災無線等を通じて情報を得ることに努めましょう。
- ・そのうえで、まず自身の安否を単位民児協会長等に連絡するようにしましょう。

### **Point③ 支援を必要とする人に、必要な支援が届くようにつなぐ 《発災後》**

- ・東日本大震災では、避難所において、高齢者や障がい者、乳児のいる母親などに対して十分な配慮が困難であったことが報告されています。
- ・また、避難所での生活のなかで、体調が悪化しているにもかかわらず我慢して言い出せない高齢者や、必要な支援を伝えることができなかつた障がい者も存在しました。普段は支援が必要のない人も、環境の変化によって支援が必要になることもあります。
- ・心身の状況から集団での避難生活は困難と考え、ライフラインが停止した状態のなかでも在宅や自家用車のなかなどで生活せざるを得ない住民も存在します。
- ・そして、規模の大きな災害では、住み慣れた地域を離れ、仮設住宅や市町村外での生活をせざるを得なくなります。その結果、職場や学校との関係も大きく変化し、家族関係が一変することもあります。また、近隣関係も変化するなかで、孤立等の新たな生活上の課題が生じることも少なくありません。
- ・民生委員は日頃の訪問活動等を通じて、地域住民が抱える課題を把握しています。避難所や仮設住宅での避難生活のなかで、支援が必要な人に、必要な支援が届くようにつなぐ活動が期待されます。

#### **Topics 「震災関連死」**

- ✓ 震災関連死とは、地震による建物の倒壊や火災、津波などの直接的な被害ではなく、その後の避難生活での疲労や体調悪化など、間接的な原因で亡くなることです。
- ✓ 東日本大震災において、震災関連死の死者数は 3,676 人に上り（平成 30(2018)年 3 月 31 日現在）、発災時に助かったにも関わらず、その後多くの方が亡くなっています。
- ✓ 復興庁が平成 24(2012)年に公表した「東日本大震災における震災関連死に関する報告」では、震災関連死の死者数のうち、約 9 割が 70 歳以上となっています。原因は「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が約 3 割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約 2 割となっています。

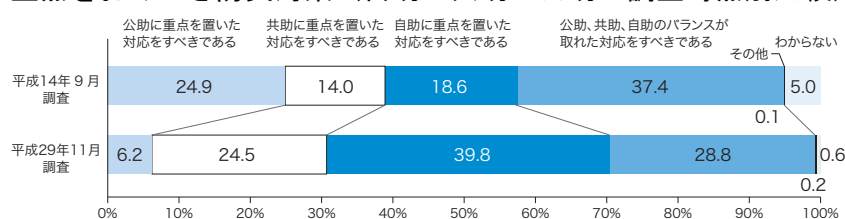
### 3. 地域のつながりの構築

- これまでの災害被災地のヒアリング等においても、災害に備えるためには、近隣住民が相互に協力し合う体制の構築が不可欠であることが明らかになっています。
- 災害への備えは、地域全体の課題です。「地域防災計画」の作成が義務づけられている行政はもちろんのこと、地域住民を含む幅広い関係者が力を合わせ、地域の防災・減災に取り組むことが基本です。
- しかし、人間関係の希薄化や生活様式の多様化、核家族化や単身世帯の増加などの社会の変化にともない、地域のつながりや住民同士のむすびつきは弱くなっています。
- 一方で、近年、これまで災害が発生しないと思われてきた地域においても災害が発生しており、住民の防災に対する意識が高まるとともに、地域のつながりの必要性もあらためて認識されるようになっていきます。
- そのため、防災・減災をきっかけとすることで、近隣の助け合い活動や見守り活動に対する住民の関心や参画が促進されると考えられます。防災を入り口として、住民相互のつながりを強めることは、防災力を高めるとともに、地域のもつ力を高めることとなり、極めて大きな意味があるといえます。
- また、大規模な災害が起こった場合、生活復旧や地域全体の復興には長い時間を要します。その間、仮設住宅での助け合いやコミュニティづくりが求められます。そして、復興後の新たな生活の場でも、新たなコミュニティづくりが求められます。民生委員活動においても、被災者や地域全体の状況を踏まえながら、行政や社協とも協議し、民児協として、その時どきに応じた対応を検討していく必要があります。

#### Topics 「住民の防災意識の変化」

- ✓ 内閣府が実施した世論調査の結果によると、「自助・共助・公助」のうち重点をおくべき防災対策として、「共助」と回答した人は、平成 14(2002)年の 14.0%から、平成 29(2017)年には 24.5%と増加しています。「公助」と回答した人が減少するなか、「共助」や「自助」を重視する傾向が強くなっています。

重点をおくべき防災対策（自助・共助・公助の調査時点別比較）



平成 30 年版防災白書（内閣府）から事務局作成

#### 4. 災害時に支援が必要となる人とは

- 災害時に支援が必要となる人とは、高齢者や障がい者、乳幼児などが考えられます。
- そうした方々は、避難生活によって体調が悪化する場合や、体調の悪化が生命にかかわる場合も少なくなく、特段の配慮が必要といえます。
- 支援が必要と思われる人びとを災害から守り、避難生活を支えていくためには、家族や行政のみならず、近隣住民、民生委員をはじめとする福祉関係者、警察、消防等、地域の幅広い関係者が力を合わせ、支援体制を作り上げていくことが必要です。
- これまで、災害時に支援が必要になる人のことを、全民児連をはじめ全国の民児協では「災害時要援護者」と表現してきました。また、国においてもガイドラインで「災害時要援護者」という言葉を使用してきましたが、法律上の定義付けがされていないものではありませんでした。
- 平成 25(2013)年の災害対策基本法改正において、災害時に支援が必要になる人について、下記のとおり文言化され、定義付けされました。

要配慮者	「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」	災害対策基本法 第 8 条 2 項 15 号
避難行動 要支援者	「要配慮者」のうち、「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」	災害対策基本法 第 49 条の 10

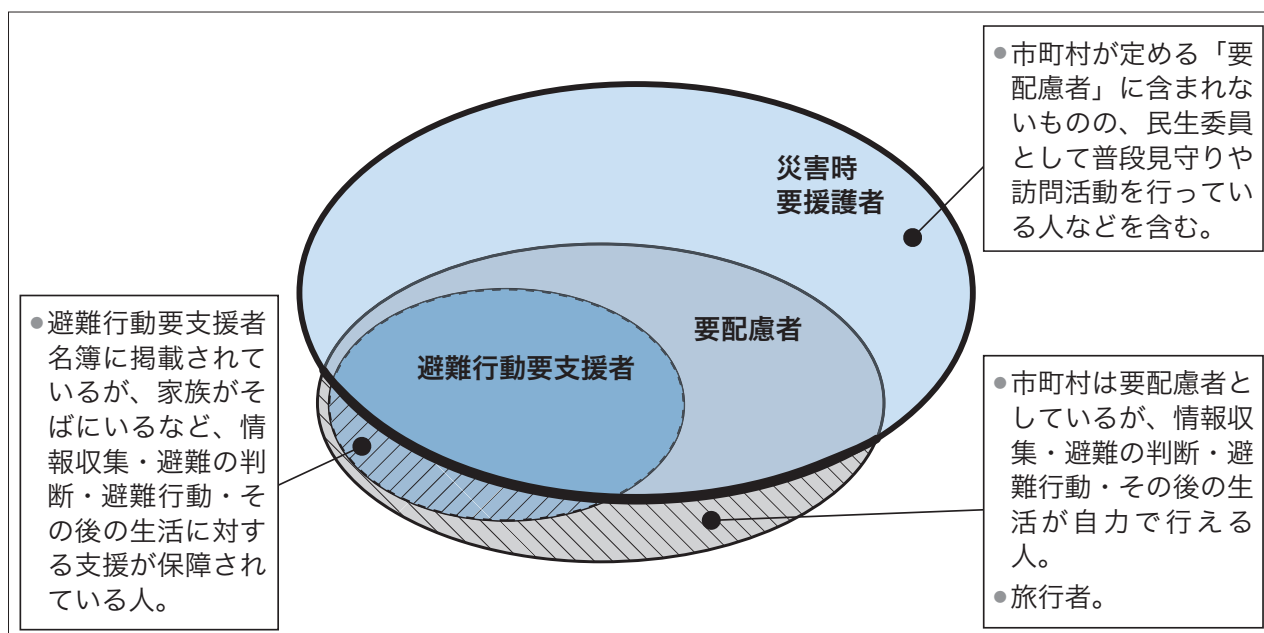
- ただし、「要配慮者」の範囲はそれぞれの市町村が決めるため、下記の一例のとおり全国一律のものではありません。

##### 自治体が定める「要配慮者」の範囲の一例

A 市	B 市	C 市	D 市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者</li> <li>・ 障がい者</li> <li>・ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者</li> <li>・ 外国人</li> <li>・ 乳幼児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者</li> <li>・ 障がい者</li> <li>・ 難病患者等</li> <li>・ 妊産婦</li> <li>・ 乳幼児</li> <li>・ 外国人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者</li> <li>・ 障がい者</li> <li>・ 傷病者</li> <li>・ 乳幼児</li> <li>・ 外国人</li> <li>・ 妊産婦</li> <li>・ 旅行者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症や要介護状態にある高齢者</li> <li>・ 障がい者（児）</li> <li>・ 難病患者</li> <li>・ 乳幼児</li> <li>・ 妊産婦や傷病者</li> </ul>

- 民生委員として支援を検討する人は「要配慮者」や「避難行動要支援者」だけではないと考えられます。例えば、お住まいの市町村が定める「要配慮者」に含まれない人でも、民生委員として普段見守りや訪問活動を行っている人、ひとり親家庭などで日中はひとりになる児童などが考えられます。
- そのため、本「指針」では、**災害時、民生委員として支援を考える人を表す言葉として、「災害時要援護者」という表現を使用します。**
- なお、各民児協における「災害時要援護者」の範囲は、それぞれの民児協において検討するとともに、その範囲を行政や関係機関にも伝えるようにしてください。

### 本「指針」での「災害時要援護者」、「要配慮者」、「避難行動要支援者」の関係



※ 社会福祉施設入所者や長期入院患者については、施設や病院等が災害対策や安全確保を担うものであることから、本「指針」では在宅の人を対象として考えます。

## 5. 災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条

- これまで述べてきたことを踏まえ、今後災害に備える取り組みを行っていくにあたり、すべての民生委員、民児協事務局等の関係者が日頃から意識し、再確認すべきこととして 10 項目をまとめました。
- 取り組みの参考にさせていただきよう、これを「災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条」としてお示しします。

(民生委員・児童委員としての心がけ)

### 第 1 条 自分自身と家族の安全を最優先に考える (→ 18 ページ)

- 発災時には、自分自身と家族の安全確保を最優先に考えてください。
- その後の活動についても、自分自身と家族の安全確保が前提です。
- 災害時には、住民のひとりとして、近隣住民と声をかけ合いながら「率先避難」に徹しましょう。ただし自身の避難が遅れてはなりません。
- 自らの安全が確保できたら、自らの安否を単位民児協会長等に連絡しましょう。

(民生委員・児童委員としての心がけ)

### 第 2 条 無理のない活動を心がける (→ 22 ページ)

- 災害時には民生委員・児童委員も被災者となります。委員それぞれが大きな負担を負うことから、無理のない活動を心がける必要があります。
- 「民生委員・児童委員である以上、がんばらなければならない」と、自分自身に、また、他の委員に無理を課さないことが必要です。
- 災害時要援護者の安否確認が急がれますが、自らの安全確保が前提となります。
- 安否確認は、地域の関係者すべてで取り組むべきもので、民生委員・児童委員がすべての災害時要援護者に対応しようとするべきではありません。
- 災害後、民生委員・児童委員には被災者からのさまざまな要望や、団体やボランティア等の支援活動の協力が依頼されます。しかし、そのすべてを担えるものではありません。できないことは、「できません」と勇気をもって伝えましょう。

(平常時に取り組んでおくこと)

### 第 3 条 地域住民や地域の団体とつながり、協働して取り組む (→ 26 ページ)

- 防災活動をきっかけに地域の団体とつながり、地域住民を巻き込みながら、住民相互の結びつきを強くすることを意識しながら取り組みを進めましょう。
- 実効性のある取り組みを進めていくためには、幅広い関係者との連携・協働が必要です。行政や社協、地域包括支援センター、町内会・自治会、自主防災組織、消防団、社会福祉法人等によるネットワークづくりが大切です。
- 災害時要援護者の支援は、民生委員・児童委員だけが担うものではありません。住民の協力、また関係機関とのネットワークが不可欠であり、あらかじめ民生委員・児童委員の役割を決めて、地域ぐるみで行う活動を心がけましょう。
- また、関係機関や住民にその役割を周知して、理解を得ておきましょう。
- 災害の情報や避難の呼びかけについて、どのように的確に伝達するか、行政を含め、関係者間で十分に検討しましょう。
- また、避難訓練や避難所運営訓練には積極的に参加しましょう。

(平常時に取り組んでおくこと)

### 第 4 条 災害時の活動は日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する (→ 30 ページ)

- 災害時の活動は、日々の委員活動と異なるものではなく、一体的なものといえます。地域の関係機関とのつながりが、災害時にも効果を発揮します。
- 災害時要援護者の多くは、日頃、民生委員・児童委員が見守りの対象としている人びとと重なります。そうした人びとに対して、災害時に自らの安全を守るために備えるよう働きかけるとともに、災害時の不安などの相談にのりましょう。
- 見守りや訪問を重ねる民生委員・児童委員だからこそ得られる情報もあります。そうした情報をもとに、発災時にとくに支援が必要な要援護者を把握しておくことも、日頃の委員活動として取り組みましょう。

(平常時に取り組んでおくこと)

## 第 5 条 民児協の方針を組織として決めておく (→ 34 ページ)

- 災害時には、通信手段の喪失等によって委員間の連絡が困難になり、委員は孤立しがちとなります。各委員は不安を抱えつつ、自身の判断により活動を行っていかねばならなくなります。
- あらかじめ民児協内部において、発災時に委員自身の安否確認の方法も含め、委員としてどのような活動を行うのかなど、さまざまな場面を想定して話し合い、決めておきましょう。
- 隣接する市町村で災害が起こった時に民児協としてどうするかを、あらかじめ隣接する市町村の民児協と協議しておきましょう。

(行政と協議しておくこと)

## 第 6 条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく (→ 38 ページ)

- 「避難行動要支援者名簿」や「災害時要援護者台帳」には個人情報に掲載されていることから、保管には細心の注意が必要です。行政とも協議のうえ、保管のルールを決めておきましょう。
- 発災時に「避難行動要支援者名簿」や「災害時要援護者台帳」等をすぐに持ち出すことができるような保管の方法としましょう。
- 要援護者の状況や地域の状況は変化します。また、「避難行動要支援者名簿」の作成当時は掲載を希望しなかったものの、その後の自身の状況や環境の変化、相次ぐ災害を受けて、掲載を希望する人がいる可能性があります。追加掲載を含め、名簿の掲載情報をどのように更新するのか、行政と協議し、あらかじめ決めておきましょう。

## 第 7 条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく (→ 40 ページ)

- ほぼすべての市町村で「避難行動要支援者名簿」が作成され、多くの市町村で民生委員・児童委員に提供されています。
- 発災時に、民生委員が保管している「避難行動要支援者名簿」を誰と共有して、どのように活用するのか、平常時に行政と協議し、決めておきましょう。
- 必要に応じて第三者に情報提供を行うことについて、行政から名簿掲載者にも知らせてもらいましょう。
- 平常時の「避難行動要支援者名簿」の提供に同意していない「避難行動要支援者」をどう支援するのかについて、あらかじめ行政と協議しておきましょう。
- 発災後、避難所で作成する避難者名簿や仮設住宅に入居した人の情報などを、民生委員・児童委員がスムーズに把握できるように、共有方法などについて、平常時に行政と協議しておきましょう。

## 第 8 条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する (→ 42 ページ)

- 東日本大震災の被災地では、混乱した避難所運営のなかで、高齢者や障がい者、乳幼児を抱えた母親等に対し、十分な配慮が困難であった状況が報告されています。さらに、避難所での集団生活のなかでは、不便なことがあっても声を出しづらいものです。
- また、福祉サービスやさまざまな支援が必要であるにもかかわらず、心身の状況から避難所での集団生活は困難と考え、自宅での生活を続けざるを得ない人もいます。
- 民生委員・児童委員は、支援が必要な人を見つけたときは、相談に応じるとともに、ニーズを代弁し、そうした人びとが必要な支援につながるよう配慮しましょう。

## 第 9 条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける (→ 46 ページ)

- 仮設住宅や災害公営住宅に入居した後も、安否確認を継続して、必要な支援の相談に応じましょう。
- 発災前の地域での人のつながりを大切にするとともに、新たなコミュニティづくりにおいても孤立の防止を心がけましょう。
- 自助努力だけでは生活の再建が困難な被災者に寄り添い、その思いや願いを汲み取るよう心がけるとともに、お互いに気づかうことができる地域の再構築に協力しましょう。

## 第 10 条 民生委員・児童委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する (→ 50 ページ)

- 災害時には自身も被災者であるなか、一人ひとりの委員にかかる精神的な負担は大きく、委員同士の支え合いや民児協組織による委員支援が重要となります。
- 「住民の不安や不満を一人で抱え込まずみんなで相談する」「他の委員の行動について批判をしない」といった、一人ひとりの委員を大切にすルールを民児協内で徹底しておくことが大切です。
- しばらくは定例会の再開は困難な場合も多くあります。しかし、委員それぞれが一人でさまざまな課題を抱え込んで無理しないためには、定例会という形はとれなくても、特定の場所において定期的に委員が顔を合わせ、情報交換や励ましあえる機会を設けましょう。

民生委員・児童委員、民児協としての災害対策活動を考えるうえでは、上記以外にもさまざまな課題が考えられます。また、地域性を含め、種々の条件からここに記したような取り組みが困難という場合もあります。

ここに記した内容は、あくまでも基本的な考え方ですので、これらを参考にしつつ、より地域の実情に即した具体的な内容のものとして、各地で検討しましょう。

## 第2部

災害に備える

民生委員・児童委員活動10か条

## 第 2 部

### 災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条

- 民生委員として、災害に備える活動や発災時の行動、その後の活動を行うにあたっては、その時々状況や立場によって意識すべきことが異なります。
- 第 2 部では、「災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条」について、項目ごとにどのような状況でどのようなことを意識すべきなのか、下記の 4 つの時間経過も踏まえながら解説していきます。

<b>① 平常時</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害時にさまざまな活動を行うにあたっては、平常時の取り組みがなにより重要です。平常時の取り組みが、いざというときに力を発揮することは、多くの被災地においても明らかになっています。</li> </ul>
<b>② 発災時</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 何をもって「発災」と捉えるかの定義はありません。</li> <li>➤ 地震のように、発生が明確に規定されるものもありますが、豪雨・台風災害などでは、長時間にわたって暴風雨が継続し、河川の氾濫、家屋の浸水、土砂崩れなどの被害が相次いで発生することもあります。</li> <li>➤ 被害の発生をもって「発災」と捉えることもできます。しかし、避難行動に時間を要する要援護者にあつては、早期の避難に努めることがなにより被害防止に有効であると考えられるため、台風・豪雨災害においては、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令をもって「発災」とすることも適当と考えられます。</li> </ul>
<b>③ 避難所設置期</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 規模の大きな災害では、地域に避難所が設置され、被災住民は避難所での生活を余儀なくされます。</li> <li>➤ 民生委員自身も、自宅が被害を受けた場合には、避難所で生活することとなる場合もあります。</li> <li>➤ 避難所は、行政と自治会・町内会など地域が共同で設置・運営します。民生委員もできる範囲で協力しましょう。</li> <li>➤ 避難所の設置期間は数か月に及ぶ場合もあり、その間、民生委員にも支援活動への協力など多くの依頼がされることが考えられます。しかし、委員数も限られることから、すべてに対応するのは困難であり、状況に応じて優先順位をつけて対応することが重要となります。</li> </ul>

#### ④ 仮設住宅以降

- 住宅の全壊等が相当数に上る被災地においては、仮設住宅が建設され住民が避難所から順次移行して、生活の再建に向けて歩み出します。
- 面識のない人々が集まる仮設住宅での支援にあたっては、民生委員も状況に応じた対応が求められます。
- 仮設住宅の入居期間は災害の規模等によりますが、その後も自力での自宅再建が困難な住民は、行政が建設する災害公営住宅等に入居することになり、仮設住宅で作られつつあった人間関係が失われ、新たなコミュニティを作り上げていくことが求められます。
- 災害の規模によっては、非常に長期の避難生活が続き、孤立や体調の悪化など、多くの課題が顕在化します。
- 一方で、避難生活の長期化は、自身も被災者である民生委員にとっても心身の負担が増大するため、委員支援も重要な課題となります。

○ 時間経過に応じた活動を整理すると下記のように考えられます。

	① 平常時	② 発災時	③ 避難所設置期	④ 仮設住宅以降
<b>民生委員</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の防災力向上への協力</li> <li>・災害時要援護者支援ネットワークへの協力</li> <li>・避難訓練や避難所運営訓練への参加 (第3条)</li> <li>・災害時要援護者台帳や災害福祉マップの作成 (第4条)</li> <li>・名簿の保管方法、更新方法の決定 (第6条)</li> <li>・発災時の情報共有のあり方の検討 (第7条)</li> <li>・民児協としての発災時の方針の決定 (第5条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自身と家族の安全確保</li> <li>・近隣住民と声をかけ合いながら「率先避難」</li> <li>・自らの安否を単位民児協会長等に連絡 (第1条)</li> <li>・要援護者の安否確認 (第2条)</li> <li>・避難所開設への協力 (第8条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の必要性の高い避難者への対応</li> <li>・在宅避難者への支援</li> <li>・避難所運営への協力</li> <li>・災害ボランティアセンターへの協力 (第8条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な安否確認</li> <li>・生活の自力再建が困難な被災者への寄り添い</li> <li>・発災前のコミュニティの維持や新たなコミュニティの形成 (第8条、第9条)</li> </ul>
<b>単位民児協</b>				

## 第1条 自分自身と家族の安全を最優先に考える

平常時	—	発災時	○	避難所設置期	—	仮設住宅以降	—
-----	---	-----	---	--------	---	--------	---

### (1) 自身と家族の安全確保の徹底

- 発災時の対応として何より重要なのは、自分自身と家族の安全の確保です。
- 地震の場合は、揺れがおさまったとしても、津波に関する情報を確認しましょう。
- 台風や豪雨によって被害が想定される場合は、できる限り早期に安全な場所に避難しましょう。
- いずれの場合も、住民のひとりとして、近隣住民と声をかけ合いながら、「率先避難」に徹することが重要です。ただし、声をかけあうことで自身の避難が遅れてはなりません。
- また、どのような災害であれ、正確な情報の把握が不可欠です。テレビ、ラジオ、防災無線等を通じて情報を得ることに努めてください。
- 担当地域外に外出中、就労中の委員は、無理に担当地域に戻ろうとせず、安全の確認がとれてから行動するようにしてください。
- 発災後、民生委員にはさまざまな役割が期待されますが、自身の安全が図られなければ、以後いかなる期待にも応えることはできません。
- いかなる時も自身と家族の安全を最優先に考えてください。

#### Topics 「災害時一人も見逃さない運動」

- ✓ 東日本大震災では、要援護者の避難支援等にあたっていた多くの民生委員が犠牲になりました。被災地でのヒアリングでは、「災害時一人も見逃さない運動」の名称にとらわれすぎたとの声が聞かれました。
- ✓ この運動は、災害時要援護者をあらかじめ把握し、適切な避難支援体制を整備していこうというもので、平常時の活動を主眼としていました。つまり「災害時に一人も見逃さないために平常時から体制を整備する運動」だったのです。
- ✓ しかし、その名称から、「災害発生時に一人も見逃さない」と受け止めていた委員が多くいました。
- ✓ この運動の実施要綱では、単位民児協における取り組み内容の冒頭で、委員およびその家族の安全確保が最優先であることを記していました。

- ✓ この運動は平成 22(2010)年に終了したものの、全国の民児協のなかには、今も「災害時一人も見逃さない運動」という名称を用いているところもあること、多くの委員がこの名称を強く意識していることから、全国の民児協においては、この運動の主旨や考え方をあらためて各委員に正しく理解いただくことが重要と考えます。
- ✓ 民生委員による要援護者支援活動は、なにより委員自身の安全が確保されてこそ成り立つということを共通認識とすることが大切です。

### Topics 「率先避難」

- ✓ 自らが率先して避難行動をとれば、その姿を見て周囲の人びともついてくる。そのことによって、結果として多くの人びとの命を救うことにつながるという考え方です。避難に際しては大声で避難を呼びかけることも望ましいとされています。
- ✓ 消防庁が災害時の消防団活動のあり方をまとめた報告書においても、「津波災害にあつては、消防団員を含めたすべての人が『自分の命、家族の命を守る』ため、避難行動を最優先にすべきであり、消防団員が自らの命を守ることがその後の消防活動において多くの命を救う基本である」とされています。(平成 23 年 8 月 消防庁「大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告」)
- ✓ 率先避難は津波発生時に限るものではありません。台風や豪雨災害時、直接的な被害が発生する前に避難のための時間があるにも関わらず、多くの人は避難しようとしなない傾向があります。気象庁や市町村の情報を確認し、委員自らが「率先避難」することで、周囲の人にも避難を促しましょう。

## (2) 自らの安否情報の連絡

- 自らと家族の安全が確保された後、あらかじめ定められた方法に基づき、自らの状況や行動について単位民児協会長等に連絡しましょう。
- 安否情報の集約のためには、あらかじめ平常時から複数の方法を定めておくことが適当です (20 ページ参照)。
- 規模が大きな災害の場合は、単位民児協会長等が各委員に連絡しようとしても、携帯電話もメールもつながらず、緊急連絡網も機能せずに、委員の安否確認に時間を要したという声を多く聞きます。
- そのため、連絡のシンプルさから、各委員が、単位民児協会長もしくは副会長に直接連絡することが確実と考えられます。
- なお、大規模災害の場合は、被災後停電することも多く、携帯電話の充電ができなく

なって、使用できなくなることも多くあります。そうした場合に備え、予備のバッテリーを準備しておくことも必要です。

- 民生委員の安否確認は、その人数、また以後の活動の観点からも、単位民児協ごとに行うことが適当と考えられます。そのうえで単位民児協会長等より連合民児協、さらに都道府県・指定都市民児協へと情報を集約していくことが考えられます。

### 考えられる委員の安否情報の確認方法

通話やメールが利用可能	通話やメールはできないが、通信機器は利用可能	通信機器が利用不可
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各委員が単位民児協会長等に直接連絡。</li> <li>・ 緊急連絡網に基づき安否確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害用伝言ダイヤル(171)を活用。</li> <li>・ 携帯電話各社の災害用伝言板を活用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近隣の委員同士での徒歩での安否確認。</li> <li>・ 特定の避難所を各委員からの情報集約場所とし、単位民児協会長等がそこに出向いて情報を集約。</li> </ul>

#### Topics 「災害用伝言ダイヤル（171）」

- ✓ 地震などの発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に NTT により提供される声の伝言板です。
- ✓ 自らの電話番号で自身の状況を音声で登録し、全国から確認することが可能です。
- ✓ 171 をダイヤルし、音声ガイダンスにしたがって、伝言の録音・再生ができます。
- ✓ 毎月 1 日、15 日に体験利用ができるため、その機会に体験しておきましょう。

#### Topics 「災害用伝言板」

- ✓ 大規模災害発生時、DoCoMo や au、ソフトバンクなどの携帯電話各社により提供される伝言板です。
- ✓ 電話回線がつながりにくくなっても、データ通信のため、電話回線よりもつながりやすくなっています。
- ✓ 災害発生地域に居住している人が、自らの携帯電話から自身の状況を登録し、全国から確認することができます。
- ✓ また、安否情報を登録したことを、あらかじめ設定しておいたメールアドレスに送信されるように設定するサービスもあります。
- ✓ 体験利用ができるため、その機会に体験しておきましょう（体験可能日は各社にご確認ください）。

### Topics 「メッセージアプリ LINE」

- ✓ メッセージのやり取りが簡単にできるスマートフォンのアプリ「LINE」には、複数人で同時にメッセージの送受信ができる「グループ」機能があります。
- ✓ 単位民児協の所属委員で「グループ」を作っておくと、単位民児協委員全員で同時にメッセージの送受信ができ、安否確認の際に便利です。
- ✓ データ通信のため、電話回線がつながりにくくても、送受信しやすい傾向があります。

↳ Topics 「携帯電話のバッテリー」「ガソリンの給油」64 ページ

## 第2条 無理のない活動を心がける

平常時	—	発災時	○	避難所設置期	○	仮設住宅以降	—
-----	---	-----	---	--------	---	--------	---

### (1) 委員自身も被災者となる

- 災害時には民生委員も被災者となります。委員それぞれが大きな負担を負うことから、無理のない活動を心がける必要があります。
- 「民生委員である以上、がんばらなければならない」と、自分自身に、また、他の委員に無理を課さないことが重要です。
- また、発災後数日間は、混乱した状況ということもあって無理をしがちです。体力的に無理な活動を行わないように注意することも必要です。

### (2) 安否確認にあたって

- 災害対策基本法の改正（平成 25(2013)年 6 月）を受け、内閣府は同年 8 月「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（以下、「取組指針」と表記）を定め、市町村における具体的な取り組み方法等を提示しました。
- 「取組指針」で提示されている「災害対策基本法に基づき取り組む必要がある事項」のうち、「発災時等における避難行動要支援者名簿の活用」として、「避難行動要支援者の安否確認の実施」を挙げ、「安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること」としています。
- 本「指針」2 ページに記載のとおり、全国の 92.1%の市町村で民生委員に「避難行動要支援者名簿」が提供されています。そして、民生委員が発災後の安否確認を実施することとしている市町村も多いようです。
- 普段の活動において、訪問や見守り活動を実施している民生委員が、災害時要援護者の安否確認を行うことは、災害時に支援する側、される側の両方から見て、大きな意義があります。
- とくに自力での避難が困難な人の安否確認が急がれますが、災害時要援護者の安否確認は、行政、地域住民、自治会関係者等との連携、協力のもとに役割分担しながら行われるべきもので、民生委員がすべての要援護者に対応しようとするべきではありません。

- また、要援護者宅に安否確認に向かう際には、なにより自らの安全に留意し、くれぐれも無理のない範囲での活動を心がけることが必要です。
- 大地震の場合は余震も想定され、豪雨・台風災害の場合は河川の氾濫や土砂崩れの危険性もあります。また、夜間や暴風雨時などは、屋外における危険度が増すため、無理な活動を控えるべきです。
- 「災害に備える民生委員・児童委員活動 10 か条」第 1 条でも触れたとおり、まずは自分自身の安全確保が最優先であり、民生委員だからといって、無理をしないよう心がけましょう。

#### Topics 「安否確認にあたって」

- ✓ 安否確認の際には、携帯電話やラジオを持参するなど、関係者への連絡や最新の情報を入手するための備品を携行することも忘れてはなりません。
- ✓ また、要援護者の避難場所は、発災時の状況によって、必ずしも事前に想定した避難所に避難しているとは限りません。市町村に複数の避難所が設置されている場合には、各避難所の避難者情報を集約して安否確認を行うことが必要となります。
- ✓ 要援護者の安否確認情報を集約していくためには、委員間の情報共有が重要となります。平常時から各委員による安否確認情報の集約方法を定めておくことにより、要援護者だけでなく、単位民児協に所属する各委員の安否確認を行うことにもつながります。

### (3) 避難所における役割

- 大規模災害によって避難所が設置された場合、すべての住民が一定の支援を必要とする状況に陥ります。
- 東日本大震災では、民生委員に対して、地域住民から「り災証明書」発行のための証明を依頼されるなど、さまざまな要請がありました。
- それらすべてに応えることは不可能であり、災害時に民生委員として担う基本的役割について、あらかじめ行政や関係者と検討したうえで、避難者に明らかにしておくことが適当です。
- また、避難所での避難生活が長期化していく場合には、避難住民のストレスや不満が民生委員に向けられることもあります。
- そうしたことも意識し、避難所の運営管理者に対し、避難住民自身に避難所運営に

う参画してもらうのかについて、あらかじめ考えるよう促すことも必要です。

### Topics 「避難所の運営」

- ✓ 市町村長は、災害発生時に被災住民が一定期間生活する場所として、政令で定める基準に適合する公共施設等を「指定避難所」として指定しなければなりません。
- ✓ また、避難所運営にあたる運営責任者をあらかじめ決定しておくことが求められており、発災時の避難所の開設等は、市町村が行う自治事務となっています。
- ✓ しかし、災害発生時の混乱のなか、避難所の運営は多岐にわたります。行政職員だけでは運営が困難な場合も多いと思われ、民生委員として避難所運営にどのように協力するのか、民児協としても、行政はもちろん、地域の関係者と事前に検討しておく必要があります。
- ✓ また、大規模災害時、「指定避難所」だけでは避難所が不足する場合に、協定を締結するなどして、避難所として開設される、いわゆる「避難所」が存在します。
- ✓ そうしたいわゆる「避難所」の存在は非常に重要ですが、運営責任者が不明確だったり、いざというとき避難所として使用できる状況になかったりすることがあります。運営責任者の明確化や建物内の整理、物資の備蓄などについて、行政に働きかけましょう。

### Topics 「指定緊急避難場所と指定避難所」

- ✓ 改正される前の災害対策基本法では、差し迫った災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因にもなったと指摘されています。
- ✓ そのため、改正災害対策基本法では、差し迫った災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための「指定避難所」が明確に区別されました。
- ✓ 「指定緊急避難場所」は、津波や洪水などの災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所を市町村長が指定することとされています。
- ✓ 平常時にどこが「指定緊急避難場所」で、どこが「指定避難所」なのか、確認をしておくことが必要です。
- ✓ なお、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」は、相互に兼ねることができるとされています。

## (4) 支援活動への協力

- 災害後、被災地にはさまざまな団体やボランティア等が被災者等への支援活動のため

に訪れます。民生委員にも、そうした支援活動への情報提供などの協力が依頼されることがあります。

- しかし、民生委員がすべてに対応するのではなく、社協につないだり、場合によっては民児協会長と相談するなどの対応をとることが必要です。
- また、状況によっては、はっきりと断ることも必要です。

## 第3条 地域住民や地域の団体とつながり、 協働して取り組む

平常時	○	発災時	—	避難所設置期	—	仮設住宅以降	—
-----	---	-----	---	--------	---	--------	---

### (1) 住民自身による取り組みを促す

- 災害に備えた取り組みや災害時の対応は、行政や民生委員のみが担うものではなく、住民自身が地域の防災力を高め、取り組むことが必要です。
- 東日本大震災等の被災地では、平常時から防災訓練や避難訓練に積極的に取り組んでいた地域は、いざという時に円滑な対応ができたことが報告されています。
- また、災害対策基本法においても、住民参加に基づく地域の防災力の必要性を指摘しています。
- 人間関係は希薄化しているものの、住民の防災への関心は高まっています。地域において防災訓練や避難訓練等を積極的に行い、住民の参加を促進していくことは、住民相互のつながりを強くし、社会的孤立防止のためにも有効と考えられます。

➡ Topics「避難訓練」65 ページ

### (2) 地域のネットワークづくり

- 災害に備えた取り組みは、住民自身による取り組みだけではなく、行政や地域の関係機関・団体が連携・協働し、ネットワークづくりをすすめることが必要です。
- 近年、地域の課題を自主的に考える「コミュニティ協議会」の設置が進んでおり、こうした場で検討していくことも考えられます。
- 「取組指針」では、行政を中心に、避難行動要援護者支援のための連絡会議を設置するよう求めています。連絡会議には、福祉や防災をはじめとする行政の各部門、消防、警察、民生委員や社協、自主防災組織等が参加することとされています。
- 災害対策基本法改正により、法的にも地域の多様な関係者の連携・協働による支援体制の構築が求められることとなったのです。
- 民生委員としては、民生委員が中心になるのではなく、地域全体での取り組みへの協力という視点を意識することが大切です。そのうえで、地域全体での取り組みが必要だということを、行政や地域の関係団体に働きかけるという意識も必要です。

- なお、災害時、要援護者のなかには、「福祉避難所」への避難が必要になる人がいると考えられますが、「福祉避難所」の多くは社会福祉施設が指定されています。平常時から社会福祉施設関係者と連携しておくことも有意義だと考えられます。
- また、地域全体での取り組みをすすめるなかで、民生委員についての正しい理解を得ることを重視すべきです。
- 防災部局や消防関係者の多くは、民生委員の実状(年齢や性別など)を把握していないため、民生委員に多くを求める傾向があります。日頃からさまざまな機会を通じて実状を伝え、無理のない役割分担につなげることが重要です。

#### Topics 「福祉避難所」

- ✓ 東日本大震災では、高齢者や障がい者、乳幼児などが、必ずしも生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所での長期間の生活を余儀なくされた結果、疾病の発生や悪化、心身機能の低下などがみられるケースがありました。また、避難所のハード面の問題から、在宅での生活を余儀なくされた人も少なくありませんでした。
- ✓ 「福祉避難所」は、高齢者や障がい者、乳幼児など、特別な配慮が必要な人が安心して避難生活を送れるよう、高齢者施設など、国が定めた基準を満たす施設を市町村が指定し、運営する避難所です。
- ✓ 災害時、一般の避難所に避難してきた人のなかで、福祉避難所の対象となる人がいて、市町村が福祉避難所の開設が必要と判断する場合に開設されます。
- ✓ 福祉避難所は、社会福祉施設のように既に要援護者の避難が可能な施設のほか、そうした機能を有していなくても整備を前提に利用可能な施設も含まれます（「避難所」として指定されている小・中学校や公民館などで、福祉避難所スペースを確保するなど）。
- ✓ 平成 27(2015)年の内閣府の調査によると、「福祉避難所」として指定された施設の 80%以上を社会福祉施設が占めました。災害時に要援護者に接する機会の多い民生委員として、平常時から社会福祉施設関係者との連携を意識しましょう。
- ✓ 内閣府は、要配慮者約 10 人に対し、支援員 1 人の配置を求めています。同調査では、災害時の支援員の確保も課題となっているほか、運営管理に関するマニュアルを作成している福祉避難所は 36%にすぎず、災害時の対応についても課題となっています。

### (3) 避難支援者は地域住民から

- 災害対策基本法では、消防関係者や民生委員、市町村社協等を「避難支援等関係者」と位置づけています。

- この「避難支援等関係者」の役割について、「取組指針」では、市町村行政との協力のもとに平常時に行う「避難行動要支援者」ごとの必要情報の把握、「個別計画」作成への協力、発災時の安否確認、避難支援等を例示しています。
- ↳ Topics「個別計画」65 ページ
- 「個別計画」においては、実際に避難支援にあたる避難支援者を確保する取り組みをすすめることとされています。
  - 避難支援者は、町内会・自治会、自主防災組織等の協力のもと、近隣住民から確保することが現実的であり、かつ、一人に対して複数名の避難支援者を確保することが望ましいとされています。
  - 発災時には、民生委員にはとくに支援の必要性が高い要援護者の安否確認等が期待されます。そのため、特定の人を避難支援者とならないことが原則と考えられます。
  - 地域によっては、近隣住民から避難支援者を確保することが困難な地域もあります。そうした地域においても民生委員が避難支援者になるのではなく、社会福祉施設や介護サービス事業者、種々の事業者をはじめ、幅広い関係者の協力を得て支援体制の構築を図ることが期待されます。
  - なお、避難支援者の確保においては、避難支援者自身の安全確保を第一に考えてもらうべきこと、避難支援者に責任を負わせるものではないことを説明し、理解を得ることが大切です。
  - また、「避難行動要支援者」に対し、発災時に「避難支援者」から必ず避難支援を受けられるものではないことを理解してもらうことも必要です。

↳ Topics「安否確認と避難支援」68 ページ

#### (4) 避難の呼びかけ、情報伝達

- 豪雨災害の被災地では、「避難準備・高齢者等避難開始」や「避難勧告」が発令されても、避難をしない人が多かったとのこと。私たちは心のどこかで「自分は大丈夫」と思ってしまいがちです。どうやって早期の避難を呼びかけるかの検討が必要です。
- 国土交通省や市町村が公開しているハザードマップを活用し、住んでいる地域の災害の危険性を伝えることも方法のひとつです。
- また、携帯電話等を持っていない要援護者に対して、行政からの情報をどのように伝えて避難につなげるかの検討が必要です。
- とくに夜間、豪雨、強風、停電等、さまざまな状況のなか、いかに避難の必要性等を伝えるこ

とができるのかが課題といえます。

- 要援護者自身が現在どのような方法で情報を得ているのか、その方法にどのような課題があるのかといった点については、民生委員による情報伝達にも関係することでもあり、実態を把握し、行政等の関係者と検討していくことも必要です。
- 注意報・警報・特別警報という気象に関する情報は気象庁等が発表する一方、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示(緊急)という避難に関する情報は市町村行政の担当となります(60 ページ「気象等および避難に関する情報」参照)。
- こうした災害に関連する情報をいかに一元的かつ的確に住民に伝達するかは、市町村行政を含め、関係者間で十分に検討しておくことが必要です。
- また、一度避難したものの自宅に戻り、そこで被災したという人も多くいました。一度避難したら、安全が確実に確保されるまで、決して戻らないということを徹底しましょう。

#### Topics 「タイムライン」

- ✓ 「タイムライン」とは、台風などあらかじめ予測できる災害を対象に、災害発生が予測される数日前から、発生、その後の対応まで、「誰が」「いつ」「何をするのか」を、時間を追って整理した行動計画のことです。
- ✓ たとえば台風の場合、上陸予測時間を 0 時として、5 日前(120 時間前)から 3 日後(72 時間後)までの間、都道府県行政や市町村行政、警察、消防、自主防災組織、民生委員などの関係者がそれぞれに役割をもって、行動を一覧表にして決めておくというものです。
- ✓ 「タイムライン」を作成することで、「役割分担が明確になる」、「余裕をもった対応ができる」、「災害対応の漏れをなくすことができる」などの効果が挙げられます。また、撤収のタイミングも明確となることで、民生委員が災害時に危険な現場で活動し続けることも回避できます。
- ✓ 何よりも、関係者の検討のもとで作成されるため、要援護者支援を民生委員だけが行うということも避けられます。
- ✓ 近年、各地においても「タイムライン」の導入・検討が進められており、さらなる普及が期待されます。

## 第4条 災害時の活動は 日頃の委員活動の延長線上にあることを意識する

平常時	○	発災時	—	避難所設置期	—	仮設住宅以降	—
-----	---	-----	---	--------	---	--------	---

### (1) 普段の見守りや訪問活動で得られる情報

- 災害対策基本法では「避難行動要支援者」という言葉が用いられましたが、自力避難は可能でも避難生活において配慮を必要とする住民は数多く存在するはずです。
- そうした人びと（災害時要援護者）の多くは、日頃、民生委員が見守りや訪問活動をしている人びとと重なります。
- 災害時に、そうした人びとが支援からもれることがないように配慮していくことが、民生委員には何より期待されます。
- 見守りや訪問を重ねる民生委員だからこそ得られる情報もあるはずです。そうした情報をもとに、災害時にとくに支援の必要性が高い要援護者を把握しておくといった取り組みも期待されます。

### (2) 災害時要援護者台帳の作成

- そうした情報をもとに、「災害時要援護者台帳」および「災害福祉マップ」を作成し、関係者において共有することも有効と考えられます。
- 災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」は本人同意があった人のみの名簿であるため、民生委員が日々の活動を通じて把握している情報を加味した「災害時要援護者台帳」を作成することは大きな意義があります。
- ただし、「災害時要援護者台帳」を作成した場合、行政を含む地域の関係者が、どの名簿をもとに要援護者の支援体制づくりを進めるかについて、市町村ごとに十分な検討が必要です。
- 行政は「避難行動要支援者名簿」に基づく支援を行うと想定されるため、民生委員はより広い「災害時要援護者台帳」で活動を行うことをあらかじめ行政や関係者と共有しておくことが大切です。
- 「災害福祉マップ」はこれまで多くの民児協で作成されており、地域における要援護者の所在地等が一目でわかることから有効といえます。

- また、その際、国や市町村が公表しているハザードマップを確認し、あわせて「災害福祉マップ」に落とし込むことも効果的です。

### Topics 「災害時要援護者台帳」

- ✓ 「災害時要援護者台帳」の掲載情報としては、氏名、住所、年齢、世帯の状況、心身の状態と必要な支援、利用している医療・福祉サービス、緊急時の連絡先等が考えられます。
- ✓ こうした内容は、「取組指針」が示す「個別計画」とも共通しています。
- ✓ ひとり暮らしの高齢者等の場合、可能であれば、普段寝ている部屋（寝室）の場所を確認、記載しておくことも、万が一の場合に有効です。

➡ Topics 「災害時要援護者台帳 様式例」66 ページ

### Topics 「災害福祉マップ」

- ✓ 「災害福祉マップ」をより効果的なものとするため、要援護者の所在地に加え、以下のような項目を書き込むことが考えられます。
  - ア) 指定避難所や防災倉庫、公衆電話の場所
  - イ) 崖や斜面、河川などの危険箇所や避難時に障害になりそうな場所
  - ウ) 沿岸部では、海面からの高さ（海拔：m）や指定緊急避難場所
  - エ) ガソリンスタンドやコンビニエンスストアの所在地
- ✓ 要援護者は、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障がい者世帯、乳幼児がいる世帯など、その類型に応じて色分けして表示することも有効です。
- ✓ 被災地では、要援護者の安否確認にあたり、「災害時要援護者名簿」や「避難行動要支援者名簿」のように複数枚あるものではなく、1枚の地図に要援護者の所在地が表示されている「災害福祉マップ」の方が役に立った、実用的だったという声がありました。（個人別の台帳は、避難所において親族に連絡をとったり、医療的支援の必要な人の把握等において必要となります）

### Topics 「ハザードマップ」

- ✓ 「ハザードマップ」とは、被災想定区域や被災規模、防災関係施設の位置などを表示した地図のことです。
- ✓ 災害発生時に住民が迅速に避難できること、また、平常時にその準備ができることから、災害による被害の軽減に有効とされています。
- ✓ 「ハザードマップ」には、河川の氾濫を想定したもの、土砂災害の発生危険地域を示したもの、地震による被害を想定したもの、津波による浸水地域を示したものなどがあります。
- ✓ 「ハザードマップ」は国や市町村が公開しており、民生委員としての取り組みにも役立つと考えられます。お住まいの市町村にご確認ください。

### (3) 自助努力の支援

- 訪問活動やサロン活動の際、災害時要援護者に対して、安全のために自らが日頃からできる範囲での取り組み（自助努力）を進めてもらえるよう働きかけるとともに、支援していきましょう。
- なお、下記の自助努力は要援護者に働きかけるだけでなく、委員自身の安全確保に向け、委員自身も意識し、実践することが必要です。

#### 【自助努力の例】

- ① 災害や避難に関する情報の理解を深める
- ② 家の中の安全を確保する
- ③ 飲料水等の備蓄や非常持ち出し品を用意しておく
- ④ 近隣住民との関係を深めるとともに、可能な範囲で避難訓練等に参加する

#### ① 災害や避難に関する情報の理解を深める

- 地震の場合はすぐに津波の危険性を確認したり、台風・豪雨の場合は状況を前もって確認するなど、日頃から災害や気象に関する情報を意識してもらうことが有効です。
- 台風・豪雨災害等は、事前に「注意報」「警報」「特別警報」や「避難準備・高齢者等避難開始」等が出されることが多く、そうした情報を正しく理解し、早期の避難や安全確保につなげることが重要です。
- 民生委員としては、行政や要援護者の支援にあたる関係者と協力して、訪問活動やサロン活動の際に説明し、日頃から意識してもらうよう啓発しましょう。

#### ② 家の中の安全を確保する

- 地震に備え、家具の転倒防止や食器棚の扉の固定等は有効ですが、高齢者等が自ら行うことは難しく、民生委員に依頼されるケースもありますが、民生委員が自ら行うべきではありません。
- 市町村によっては、そうした家具の固定器具等の支給や取付支援の制度をもっているところもあり、そうした支援制度の情報を提供しましょう。
- 民生委員としては、①と同様に、訪問活動やサロン活動で情報を提供したり、家の中で特に気になる場所があれば助言するようにしましょう。

### **③ 飲料水等の備蓄や非常持ち出し品を用意しておく**

- 過去の災害では、心身の状況等から避難所には避難せず、厳しい環境のなか、在宅での避難生活を送った要援護者も数多く存在しています。
- その場合、飲料水や食料等の確保が大きな課題となるため、平常時から飲料水や食料等を中心に一定の備蓄を行うことが必要です。
- 一方で、安全のために避難所に避難しなければならない場合に備え、日頃から非常持ち出し袋を用意しておくことも有効です。とくに日頃から薬を服用している場合には、万が一に備え、医療関係者に必要な情報が提供できるよう、常用薬名を記したカードを用意しておくことも考えられます。
- また、近年、非常時に備え、冷蔵庫等に保管する「救急キット」等に必要情報を記した紙を入れておく取り組みが多く見られ、こうした紙の写しを非常用の持ち出し袋に入れておくことも有効と考えられます。
- 民生委員としては、①②と同様に、訪問活動やサロン活動の際に情報を提供しましょう。

➤ Topics「非常備蓄品」「非常持ち出し品」68,69 ページ

### **④ 近隣住民との関係を深めるとともに、可能な範囲で避難訓練等に参加する**

- 災害時には、地域の防災力、住民自身の支え合い、「近助」が大きな意味を持ちますが、人間関係の希薄化やマンションの増加により、地域の互助力は低下しています。
- しかし、要援護者の避難支援等においては、住民の協力が不可欠です。そのため、要援護者に対し、平常時から積極的に近隣住民と顔の見える関係をつくっていくよう助言しましょう。
- さらに、地域住民に要援護者の避難支援にどのような支援が必要かを理解してもらうためにも、要援護者自身が避難訓練等に参加することも大切です。民生委員としてそうした呼びかけを行うことも期待されます。
- 要援護者が「災害時要援護者台帳」や「避難行動要支援者名簿」へ登録すること、そして関係者への情報提供に同意することも自助努力の一部といえます。

## 第5条 民児協の方針を組織として決めておく

平常時	○	発災時	—	避難所設置期	—	仮設住宅以降	—
-----	---	-----	---	--------	---	--------	---

### (1) 民児協の機能が喪失したときのために

- 通信手段や移動手段が喪失するような規模の大きな災害では、民児協の組織機能が失われ、各委員が孤立し、自らの判断で活動せざるを得なくなります。
- 東日本大震災では、民児協としての組織的な活動が困難となった間、各委員は自己の判断で最善と思われる活動を行いました。しかし、委員の不安感、負担感はとても大きかったとのことです。
- その後の被災地においても、民児協の機能が停止した場合の委員活動のあり方が課題となりました。
- そのため、民児協の機能が停止した場合に備え、委員間の連絡体制や民生委員の役割など、民児協の方針を組織としてあらかじめ決めておくことが必要です。

### (2) 民児協としてあらかじめ決めておくこと

- 災害発生に備え、民児協としてあらかじめ決めておくこととしては、35 ページのようなことが考えられます。
- 35 ページの内容および本「指針」を参考に、各民児協がそれぞれの地域の特性などを考慮しながら、詳細を決めてください。
- 内容の検討にあたっては、民児協に所属する全委員が参加しましょう。
- また、その方針が決まったのちには、全委員のみならず行政や関係機関に周知を図るとともに、必要な準備を行うことが求められます。

【災害に備え、民児協としてあらかじめ決めておくこと】

		考えられる内容	主な関連頁
1	発災時の行動原則	<input type="checkbox"/> 自分自身と家族の安全確保 <input type="checkbox"/> 率先避難	第1条
2	発災時の委員の連絡方法	<input type="checkbox"/> 各委員の安否や所在地に関する連絡方法と集約方法	第1条
3	発災後の 民生委員としての活動内容	<input type="checkbox"/> 要援護者の安否確認 <input type="checkbox"/> 安否確認結果に関する情報の集約方法 <input type="checkbox"/> 委員の役割分担 <input type="checkbox"/> 被災者支援の考え方 <input type="checkbox"/> 避難所の運営への協力	第2条 第8条
4	発災後の民児協としての方針	<input type="checkbox"/> 機能回復方法 <input type="checkbox"/> 委員間で徹底しておく内容 <small>(委員同士で無理な依頼をしない、活動しないことを非難しない等)</small> <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンター等の被災地支援活動との連携 <input type="checkbox"/> マスコミや支援団体等の対応	第8条 第10条
5	名簿や災害福祉マップの取り扱い	<input type="checkbox"/> 名簿等の保管方法、更新方法、活用方法等	第6条 第7条
6	災害に備えた備品の確保、 委員の自宅の安全対策、備蓄、非常持ち出し袋の準備	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ、携帯電話の充電器や予備バッテリー、懐中電灯、ホイッスル等、 <input type="checkbox"/> 避難するときに民生委員として持ち出す内容 <input type="checkbox"/> 委員自身の自宅の安全対策、飲料水や食料品の備蓄、非常持ち出し袋の準備	第4条 68,69 ページ 次頁 Topics
7	発災後の 関係機関・団体との連携方針	<input type="checkbox"/> 名簿の共有、連携や役割分担	第3条 第7条

### Topics 「普段の活動時に持っている、災害時に役立つもの」

- ✓ 災害に備えた備品の確保は、民児協組織としての備品確保を想定していますが、各委員がそれぞれ用意しておくことが望ましいものもあります。
- ✓ 普段の活動時にすべて持っていることは難しいと思いますが、日頃から、できる限りバッグの中などに携帯し、万が一に備えておくと安心でしょう。
- ✓ また、発災時に、民生委員として何を持って避難するのか、民児協としてあらかじめ決めておきましょう。

#### 自分に関する情報

- 身元や連絡先を記したカード、必要な医療情報を記したカード

#### 状況を把握するため

- 携帯電話、予備バッテリー
- 携帯ラジオ、地図、筆記用具、メモ帳

#### 万が一に備えて

- ホイッスル（笛）、携帯用ライト、
- 飲料水、食料（チョコやキャラメル等）
- 救急用品セット、常用薬
- 防災マップ

### Topics 「マスコミ対応」

- ✓ 東日本大震災被災地では、地理に不案内という理由から、マスコミ関係者の案内が民生委員に依頼されるケースもみられました。
- ✓ しかし、民生委員はできる限り避難所や地域にあつて、支援が必要な人びとの状況把握に努めることが期待されます。
- ✓ マスコミ対応については、直接的な支援につながるケースを除いて、民生委員が行わなくてもよいと考えられます。
- ✓ また、被災地では民生委員に対して取材を行い、要援護者が避難できなかったことや避難行動要支援者名簿が活用できなかったことなどを非難するような報道もありました。
- ✓ そうした取材は各委員が各自で受けるのではなく、民児協事務局や単位民児協会長が受けるなど、平常時にあらかじめルールを作成しておく必要があります。

### (3) 民児協同士の広域的な助け合い

- 東日本大震災以降、大規模災害に備え、広域での民児協相互の支援体制づくりの動きがみられるようになっていきます。
- しかし、民生委員による広域支援を考える際には、次頁のような課題が存在します。

- ① 民生委員は、それぞれが地区を担当しており、一定日数、自分の担当区域を不在にする場合には、不在を伝えておくことやその間は誰が対応するのかなどの調整が必要となる。
- ② 民生委員活動は、地域住民との人間関係、信頼関係が基盤であり、そうした関係のない地域での活動には困難が伴う。
- ③ 被災地での活動を行うには、その受け入れや食事、宿泊場所の確保を含め、社協等の調整機関の存在が必要であり、民児協単独で被災地での活動を企画、調整することは困難が多い。

- 上記の課題を考慮すると、離れた地域の民児協同士の広域支援体制づくりよりも、まず、隣接市町村の民児協同士、市内の単位民児協同士での情報交換を行ったり、今後の広域での支援体制づくりに向けた研修会などを平常時から合同で実施するなど、災害時の相互支援体制づくりを図っていくことが望まれます。
- また、たとえば都道府県・指定都市民児協が関わりながら、県・市内をブロック分けし、ブロック内の市町村民児協が連携し、相互協力体制を構築していくことなども考えられます。
- ブロックの境界地域では、ブロックを越えた隣接自治体の民児協とも日頃から交流を図っておくことも、いざというときに備え、有意義と考えられます。
- 一方で、東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨などにおいては、「被災地民児協支援募金」等を通じて、全国の委員が被災地の委員を支えたところであり、大規模災害に際しては、近隣市町村のみならず、より広域での民児協同士の支援の必要性も考えられ、今後の課題といえます。
- こうした広域での支援体制の構築に向け、「協定書」を締結するといった動きも見られます。しかし、社会福祉施設や社協の職員の相互支援とは異なり、民生委員同士の相互支援については、「協定」といったかたちにとらわれず、災害の状況等に応じて、臨機に可能な範囲で考えていくことも有用と思われれます。

## 第6条 名簿の保管方法、更新方法を決めておく

平常時

○

発災時

—

避難所設置期

—

仮設住宅以降

—

### (1) 名簿の保管方法

- 災害対策基本法の改正により、「避難行動要支援者名簿」が民生委員にも提供されることとなり、多くの市町村で民生委員に名簿が提供されています。
- また、以前から作成していた「災害時要援護者台帳」が「避難行動要支援者名簿」を兼ねている市町村もあれば、「災害時要援護者台帳」をもとに活動している民児協もあります。
- いずれにしても、名簿には個人情報に掲載されていることから、保管には細心の注意が必要です。災害対策基本法の第49条の13においても、「(略)名簿情報の提供を受けた者(略)は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」とされています。
- 市町村民児協関係者における名簿の保管方法としては、全体名簿を事務局で保管したうえで、要援護者の住所別に単位民児協会長および地区担当の民生委員に、それぞれ必要な範囲の名簿を提供することが考えられます。
- 名簿は適切な取り扱いが必要である点に十分留意し、日々の活動では持ち歩くことはせず、自宅において適切な保管を行うことが必要です。
- また、委員自身に万が一のことがあった時には名簿を返却する必要があります。家族に、内容は見せないものの、保管場所を伝えておくことも必要でしょう。ほかにも、たとえば民児協として統一の名簿ケースを準備し、そこに置いておくということも考えられます。
- いずれにせよ、保管の方法は民生委員個人、民児協に任せるのではなく、必ず行政とともに検討し、決定するようにしてください。
- そして名簿は、保管だけでなく、いざというときに活用できなければ意味がありません。
- 災害、特に地震はいつ発生するか分かりません。津波が発生する場合には早急な避難が必要です。その後の安否確認に使用する大事な情報が掲載された名簿です。すぐに

持ち出せるような保管の方法としておく必要もあります。

- また、一斉改選等、民生委員の交代に際しては、名簿や福祉マップの引き継ぎについて、あらかじめ民児協でルールを決め、そのルールに従った対応を行いましょう。

## (2) 名簿掲載内容の更新方法

- 災害時に支援が必要な人の状況や地域の状況は常に変化しています。そのため、現在の名簿に掲載されている情報の更新が必要になります。
- また、「避難行動要支援者名簿」は、行政が災害時に避難支援が必要と考えた人のうち、掲載を希望した人のみが掲載されています。
- 行政が確認した当時は掲載を希望しなかったものの、その後の自身の状況や環境の変化、相次ぐ災害を受けて、掲載を希望する人がいる可能性があります。
- また、行政が、避難支援が必要と考える人も、時間の経過とともに増加減少していきはらずです。
- 行政が作成している「避難行動要支援者名簿」は行政に責任があります。掲載内容の定期的な更新（追加掲載を含め）が必要であることを行政に働きかけましょう。
- 「避難行動要支援者名簿」の掲載情報の更新については、行政において、住民基本台帳システムと連携し、システム上で自動的に更新されるようにしている市町村もある一方、民生委員が名簿に基づき、安否確認も兼ねて訪問し、名簿登録情報を確認している市町村も存在します。
- そのことにより、災害時には民生委員が助けに来てくれると思ってしまう人がいるのも事実であり、そうではないことをあらかじめはっきり伝える必要もあります。
- また、民児協が独自に作成している「災害時要援護者台帳」の更新方法等についても、民児協だけで検討するのではなく、必ず行政とも協議し、決定するようにしてください。

### Topics 「名簿の掲載内容」

- ✓ これまでの被災地において、「避難行動要支援者名簿」に携帯電話番号が掲載されていないことで、安否確認がなかなかとれなかったという声が聞かれました。
- ✓ 現在の名簿に携帯電話番号の掲載がない場合、掲載するよう行政に働きかけましょう。

## 第7条 行政と協議し、情報共有のあり方を決めておく

平常時

○

発災時

—

避難所設置期

—

仮設住宅以降

—

### (1) 避難行動要支援者名簿の共有先

- 「避難行動要支援者名簿」は多くの市町村で民生委員に提供されています。
- 発災時、名簿掲載者の安否確認は、民生委員だけで行うのではなく、行政や地域住民等との連携のもとに役割分担しながら行われるべきです。
- しかし、発災時に民生委員が持っている名簿を誰と共有していいのか、決められていない市町村も多いようです。
- 発災時に「避難行動要支援者名簿」を誰と共有して、どのように活用するのか、平常時に行政と協議し、あらかじめ決めておくことが重要です。

#### Topics 「行政との協議」

- ✓ 災害時、地域住民の命や暮らしに責任をもつのは市町村行政です。
- ✓ 日頃、ひとり暮らし高齢者などの災害時要援護者に接している民生委員には、災害時の安否確認など、一定の役割が期待されますが、民生委員だけで行うものではありませんし、民生委員ができることには限りがあります。
- ✓ そのためにも、民生委員としてできることは何なのか、行政は民生委員に何を期待しているのかといったことのほか、安否確認の方法や情報共有の方法など、災害時のさまざまなことについて、平常時から行政と協議しておくことが重要になります。
- ✓ 行政との協議については、担当課との協議を経て、担当課を通じて防災課や危機管理課などの防災関連部署と協議をするかたちが考えられます。
- ✓ 担当課の職員や管理職、担当課を通じて連絡をとった防災関連部署の職員に、定例会に出席してもらい、そこで協議し、情報共有するのも1つの方法です。
- ✓ 近年は、社協も災害ボランティアセンターの設置や地区社協等における住民主体の災害対応を行っている場合もあり、社協と協働しながら行政との協議をすすめることも1つの方法です。

### (2) 名簿の提供に同意しなかった人の対応

- 平常時に民生委員等に提供される「避難行動要支援者名簿」は、民生委員等への情報提供に同意した人のみが掲載されている名簿となっています。つまり、支援が必要で

あるにも関わらず、掲載されていない人が存在します。

- そうした名簿の提供に同意しなかった要支援者について、災害対策基本法では、第 49 条の 11 第 3 項において、「(略) その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる」としています。
- 行政は、住民すべてに責任をもつため、名簿提供同意者だけの安否確認ができればよいということではなく、名簿提供不同意者の安否も確認しなければなりません。
- 名簿提供不同意者の取り扱いをどうするのかについて、平常時から行政に検討を促すとともに、発災時に民生委員が名簿提供不同意者の安否確認も行うのか、行うならば、どの程度の災害が起こった時に名簿が提供されるのか等について、行政と協議しておくことが必要です。

↳ Topics「不同意者名簿の提供」69 ページ

### (3) 避難所の避難者名簿

- 災害時要援護者は、災害の状況や家族の状況、避難所の混雑状況などによって、避難予定の避難所に避難しているとは限りません。
- これまでの被災地において、民生委員が避難所に安否確認に訪れても、避難者名簿を見せてもらうことができず、一人ひとりの顔を確認しながら安否確認をするしかなかったため、安否確認に非常に時間を要したという話もありました。
- また、避難所から他の市町村の親族のもとに移動した際など、避難所運営者は親族の情報を教えてくれず、安否確認には多くの連絡回数と時間を要したとのことでした。
- そうしたことが起こらないよう、避難者名簿の開示についてあらかじめ行政と協議しておくことが必要です。
- 避難所が開設され、避難者名簿が作成される段階で、情報の開示先や開示する情報に関する被災者の同意の有無についてチェックできるよう、平常時にあらかじめ避難者名簿の様式を作成しておくことも望ましいと考えられます。
- また、これまでの被災地では、被災者が仮設住宅や災害公営住宅に移動したときも同様の問題が起きました。避難所に避難していた人がどこの仮設住宅に移動したのか、仮設住宅からどこの災害公営住宅に移動したのかといった情報が民生委員に提供されず、継続的な安否確認を行うにあたって、非常に労力を要したとのことでした。
- そうしたことが起きないように、仮設住宅への移動、災害公営住宅への移動の際の情報の開示についても、あらかじめ行政と協議しておくことが必要です。

↳ Topics「民生委員に対する個人情報の提供」70 ページ

## 第8条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

平常時

—

発災時

○

避難所設置期

○

仮設住宅以降

○

### (1) 避難所の課題

- 東日本大震災の避難所では、高齢者や障がい者、乳児のいる母親など、配慮が必要な人々に対して、十分な配慮が困難だったことが課題として報告されています。今後は避難所開設時からこうした人々への配慮が重要となります。
- 民生委員は日頃からこうした住民と接しており、避難所の開設時から、こうした人々への配慮とともに、相談相手、また代弁者としての役割が期待されます。

### (2) 避難所での配慮

- 避難所での生活が一定期間続く状態は、そこに避難している人全員が何らかの支援を必要としている状態です。
- 民生委員はそのなかでも、支援の必要性が高い人に配慮し、その相談に応じるとともに、そうした人々を必要な支援につなぐ役割が期待されます。
- 発災の季節によっては健康面の配慮も必要となります。夏であれば食中毒、冬であればインフルエンザなどが懸念され、要援護者には特に配慮が必要となります。
- 避難所生活が長引く場合には、要援護者を必要な福祉サービスの機能を備えた「福祉避難所」に避難させるなどの調整を検討していく必要があります。
- また、女性のプライバシー保護等に配慮することも必要です。
- こうした支援にあたるうえでは、各避難所に民生委員が常駐することが理想ですが、委員も被災者であり、かつ限られた委員数では困難です。たとえば、毎日決まった時間に民生委員が窓口を設置してニーズ対応にあたるといった方法も考えられます。
- また、要援護者の存在を保健師等の医療関係者にあらかじめ伝えておくとともに、要援護者が体調を崩した場合にすぐに医療関係者につなぐことができるよう、民生委員として医療関係者の訪問日時等の動向を把握しておくことも考えられます。

## Topics 「避難所運営訓練」

- ✓ 避難所の運営には、「運営体制の確立」「避難者の受け入れ」「情報の取得・共有」「食料や物資の受け入れ」「避難者の健康管理」「衛生環境の維持」など、多岐にわたる対応が必要です。
- ✓ これまでの被災地では、避難所運営の事前の準備がないなか、多くの住民が避難所に避難し、民生委員が避難所開設を行ったという事例もありました。
- ✓ 災害発生時には混乱が想定されることから、避難所が円滑に開設・運営されるよう、事前に避難所の運営訓練を実施しておくことが必要です。
- ✓ なお、市町村のなかには、支援が必要な人が避難するスペース、授乳場所やおむつ交換場所、要配慮者用のトイレの場所、避難スペースを自治体・町内会など地域ごとに分けるなど、避難所の空間配置をあらかじめ決めておくことで、発災時にスムーズに避難できるよう工夫しているところもあります。
- ✓ 民生委員として、要援護者への支援という観点から、行政や避難所の運営責任者に、避難所の空間配置を事前に決めておくよう働きかけることも有意義と考えられます。
- ✓ また、避難所運営は行政の担当であることから、避難所運営を含めた避難訓練を平常時に行うよう、また、「避難所運営マニュアル」を作成するよう、行政に働きかけていきたいと思います。

### (3) 在宅避難者への支援

- 要援護者のなかには、自宅の被害が軽微であることや、心身の状況から集団での避難生活は困難と考え、電気・ガス・水道といったライフラインが停止した状態でも、在宅や自家用車のなかなどで生活せざるを得ない要援護者も存在します。
- こうした在宅等の避難者（以下、在宅避難者と表記）のなかには、介護サービスや医療サービスが必要な人、また食料や飲料水等、生活必需品の支援が必要な世帯も少なくありません。
- 東日本大震災では、避難所に届けられた救援物資が在宅避難者には提供されなかったケースも報告されており、在宅避難者への支援は重要な課題といえます。
- こうした在宅避難者への支援に関しても、民生委員に一定の役割が期待されます。
- ただし、それは民生委員が自ら物資を届けるということではなく、安否確認とあわせてニーズ把握を行い、具体的支援につなげるという役割です。
- 具体的支援とは、行政や社協、ボランティア等による食料や生活物資の継続的な提供などです。

- そのほか、在宅避難の長期化のなかで体調悪化を招くケースもあることから、保健師等の専門職と連携し、「福祉避難所」への避難等も検討し、その調整の役割を担うことも考えられます。
- そのためには、民生委員に加え、医療、福祉の専門職による訪問を定期的の実現するよう関係者に情報提供を行い、調整していくことも大切です。

#### Topics 「情報の漏れ」

- ✓ これまでの被災地において、ひとり暮らし高齢者など、支援が必要な人に必要な情報（福祉サービスや助成・融資制度の情報など）が行き届いていない状況が多くありました。
- ✓ 特に、避難所に避難せず、在宅避難をしている人には情報が行き届かないようです。
- ✓ 近年スマートフォンの普及により、そうした支援の情報がインターネット上に掲載されることが多くなりました。しかし、高齢者はインターネットやスマートフォンを使っていないことも多く、情報がきちんと伝わるよう、インターネット上だけではなく、紙ベースで情報提供してもらおうよう、行政に働きかけましょう。
- ✓ また、災害で車が使えなくなった場合、遠方にある支援の申請場所まで行けない人も多く、「移動手段」の提供についても、行政に働きかけましょう。

#### (4) 「ニーズ」の把握と「支援」へのつなぎ

- 大規模災害発生時には、全国から多数の医療・福祉関係者やボランティアなどが支援に訪れ、被災地では、そうした人々への対応が求められることとなります。
- その際、地域住民の生活状況や当面する課題について情報を有している民生委員にも、「ニーズ」と「支援」をつなぐ役割が要請されることがあります。
- たとえば、災害ボランティアセンターにおいては、被災住民からの要請に応じ、住宅の片付けなどにボランティアの派遣を行います。が、「住民のニーズ把握」と「ボランティア派遣」とをつなぐ役割が民生委員に期待されることがあります。
- 過去の被災地においては、民生委員が地域の全世帯にボランティアニーズの調査用紙を配布、回収し、災害ボランティアセンターにつないだことにより、円滑なボランティア派遣に成功した例もあります。
- また、見ず知らずのボランティアを自宅に招くのに不安を訴える住民が、民生委員が仲介・同行した場合には安心して受け入れたという例も報告されています。
- 今日、被災地においてボランティアの果たす役割は大きくなっており、民生委員とし

ても、社協などとの連携を通じ、ニーズ把握とボランティア派遣のつなぎ役として協力していくことが考えられます。

- しかし、自らも被災者であり、さまざまな業務を抱える民生委員は、必ずしもすべての要請に応じる必要はないと考えられ、各委員の余力のなかで、可能な範囲での協力を行っていくことが適当と考えられます。
- また、こうした県内外からの支援者、訪問者の対応については、平常時から行政、社協等の間で、その役割分担を協議しておくことが適当と考えられます。

↳ Topics「災害ボランティアセンター」70 ページ

## (5) 被災者の心に寄り添う

- 仮設住宅の完成などを受けて避難所が閉鎖されるものの、移動する先がない避難者（特に要援護者）を行政等につなぐとともに、そうした人々への精神的な支援も重要となります。
- 避難者の移行先の希望確認や支援は、行政が実施すべきものですが、混乱している状況でもあり、民生委員に支援が期待されることもあります。
- また、実際に被害にあった被災者の心の傷は容易に癒えるものではありません。
- 仮設住宅に移って一人になれる空間が確保された時や、発災から1年2年といった節目を迎えた時に、災害を思い出し、情緒が不安定になる住民も多くみられます。
- そのため、民生委員をはじめとする支援者は、こうした節目の時期の活動においては、住民がふさぎ込むなどしていないか、心身に変化が表れていないかといった点に注意しながら訪問活動を行うことが大切です。
- こうした活動は民生委員だけが行うのではなく、社協の生活支援相談員や地域包括支援センターの職員、保健師等のチームで行うようにしましょう。

↳ Topics「生活支援相談員」71 ページ

## 第9条 孤立を防ぎ、地域の再構築を働きかける

平常時	—	発災時	—	避難所設置期	—	仮設住宅以降	○
-----	---	-----	---	--------	---	--------	---

### (1) 仮設住宅での孤立

- 避難所から仮設住宅に移動すると、プライバシーが確保される一方で、避難所でできた顔なじみのコミュニティから、新たなコミュニティでの生活へと環境が変化します。
- 近年、仮設住宅は一般の賃貸住宅を借り上げる場合も多く、その場合は、知らないコミュニティでの生活となるほか、まわりの居住者は被災者ではない場合もあります。
- また、仮設住宅への入居時までは、ボランティア等による支援が継続されますが、仮設住宅に入居すると、時間の経過とともに支援者の訪問も減少します。
- その結果、孤立化が進行するケースがみられます。
- 孤立化の防止に向けては、民生委員等の定期的な訪問や、地域の団体と協力して高齢者が屋外に出て体を動かす機会、住民同士の交流によるサロン活動等に取り組むことが考えられます。
- 特に、被災地では、中高年の男性単身者の孤立、引きこもりが目立っており、こうした人びとに対する訪問や行事参加のうながしを心がけることも大切です。
- ただし、そうした取り組みは、民生委員だけで実施するのではなく、社協の生活支援相談員、保健師や地域包括支援センターの職員といった専門職、さらには NPO 等の支援者と連携して行うことが必要です。

↳ Topics 「仮設住宅と災害公営住宅」 71 ページ

#### Topics 「仮設住宅での活動の留意点」

- ✓ 狭い仮設住宅内で体を動かす機会が減ることによる「生活不活発病」での体調悪化、また持病の悪化で孤立死に至るケースもあることから、訪問時には体調の変化や本人が抱える不安などを十分に傾聴することが大切です。
- ✓ 要介護高齢者や障がい者にとっては、仮設住宅は設備面の課題も多く、その対応や改善に向けて、行政等へのつなぎ役としての役割も民生委員に期待されます。
- ✓ 仮設住宅での生活では、近隣入居者とトラブルになるケースもあり、住民の不満の訴えが民生委員に向けられることもあります。こうした課題の解消に向けては、行政とも協力し、仮設住宅における自治会の組織化を働きかける

等、住民自身による取り組みを促すことが大切です。

- ✓ 災害によるストレスに加え、公園や校庭などに仮設住宅が建設されることによる遊び場や運動場の不足、スクールバス利用等による肥満傾向など、子どもたちの心身への影響が懸念されます。また、住環境の変化による学習時間の減少に伴う学習支援も課題となります。とくに低年齢等、自らを十分に表現する力をもたない子どもたちへの配慮が大切です。

## (2) 発災前のコミュニティの維持

- 住民が仮設住宅に分散避難している地域では、仮設住宅への入居が長期化すると、発災前のコミュニティの維持が困難になってきます。
- 発災前に同じ地域に住んでいる住民が、同じ仮設住宅に入居できればよいのですが、仮設住宅の建設地や建設数は、災害の規模等によって変わってくるため、入居先をあらかじめ想定することは困難といえます。
- 「応急借上げ住宅」（いわゆる、みなし仮設住宅）では、新しいコミュニティのなかで当面の生活を送ることになります。
- こうした状況は高齢者等の孤立を招くことにもつながりかねません。
- 発災前のコミュニティにおける人間関係をできる限り維持し、将来的に発災前の地域コミュニティを再建していくためにも、民児協として市町村社協等と協力し、行事の企画等を通じて住民の人間関係維持を図っていくことが期待されます。

## (3) 新たなコミュニティの形成

- 仮設住宅での生活が長期化するなかでは、民生委員や生活支援相談員等が頻繁に訪問することも難しくなってきます。
- それだけに住民同士の支え合いが極めて重要となります。
- 仮設住宅が集中する地域においては、行事等を通じて新しいコミュニティの形成にも積極的に取り組んでいくことが必要と考えられます。
- また、住民による自治会の組織化などを促すことも必要です。

## (4) 仮設住宅における孤立を防ぐ

- 大規模な災害では、仮設住宅での生活期間が数年に及びます。その間、住宅の自力再

建が可能となった被災者は、徐々に仮設住宅から退去します。

- その結果、仮設住宅には、住宅の自力再建が困難な高齢者等が多く残る状況となり、孤立の進行にもつながります。
- また、住宅の自力再建が困難な被災者のなかには、「取り残され感」を抱く人々もいます。
- 民生委員をはじめ、生活支援相談員等には、そうした「取り残され感」を抱く被災者に寄り添い、心の奥にある思いや願いを汲み取りながらの支援が期待されます。
- また、仮設住宅から災害公営住宅への移行過程においては、仮設住宅の統廃合が想定され、新たに形成されたコミュニティが再び変化せざるを得なくなるほか、仮設住宅の統廃合に伴って移動しなければならない被災者の負担にも留意が必要です。

#### (5) 災害公営住宅での孤立

- 孤立化の懸念は災害公営住宅においても同様です。災害公営住宅では、プライバシー確保等の住環境が改善される一方、住民同士の会話が減少するなど、孤立化が進行する可能性があります。
- また、仮設住宅の場合と同じく、面識のない被災者が集まった場合には、新たなコミュニティの形成が必要です。
- 仮設住宅以上に隣近所にどんな人が住んでいるか分かりにくい災害公営住宅においては、特に高齢者等の孤立化が進行しやすく、それをいかに防止していくかの配慮が必要となります。
- 災害公営住宅は、入居後、一定の収入がある場合に家賃が割増しになったり、入居が制限される場合があり、その結果、高齢者のみ世帯、ひとり親世帯、生活保護受給世帯などの世帯が多く残る傾向にあります。
- それだけにコミュニティの形成が必要ですが、サロン等を実施してもなかなか参加を得られなかったり、住民の転入出が激しく、行政から情報提供を受けても、既に転居して住んでいない住民がいたり、住民票はあるものの実際には居住していない住民もおり、地域の世帯情報を把握することが困難な状況になる傾向があります。
- そこで、自治会の設立など、住民自身によるコミュニティの再構築が必要となります。行政や社協とも協働し、状況の把握をするとともに、孤立化を防止する取り組みを図りましょう。

- ただし、民児協だけで取り組むのではなく、行政、社協、関係機関と連携して取り組みを行っていくことが重要です。

#### Topics 「災害公営住宅で考えられる課題」

- ✓ 家賃の必要のない仮設住宅から家賃の必要な災害公営住宅に移ることが経済負担につながる場合や、家賃の減免措置終了後の経済的負担増への懸念など、経済的な負担感が大きくなる被災者に留意することが必要です。
- ✓ 災害公営住宅の建設立地によっては、買い物や通院に苦勞する高齢者が増加します。民生委員には、そうした現状を把握し、移動サービスを行政に働きかけるといった役割が期待されます。

## 第10条 民生委員同士の支え合い、 民児協による委員支援を重視する

平常時	—	発災時	—	避難所設置期	○	仮設住宅以降	○
-----	---	-----	---	--------	---	--------	---

### (1) 民児協の機能回復

- 大規模な災害では、通信手段の喪失等により、委員間、また民児協事務局と各委員間の連絡が困難となり、民児協の組織的な機能が失われることが想定されます。
- そうした場合、各委員にかかる心理的負担感は大きく、できる限り早期に各委員の安否確認を図り、組織的な活動の回復をめざすことが必要です。
- しかし、発災直後、市町村の行政や社協は、避難者対応等に忙殺されることが多く、また、多くの単位民児協では事務局体制が十分とはいえないため、単位民児協組織の機能回復は、会長、副会長を中心として行うことが現実的と考えられます。
- 単位民児協の機能回復のためには、何より委員間の情報共有体制を確立することが重要です。そのため、平常時から情報共有の方法について協議し、各委員や事務局に徹底しておく必要があります。
- また、発災からしばらくは定例会の再開が困難な場合も多くあります。しかし、委員それぞれが一人できざまな課題を抱え込んで無理しないためにも、定例会という形はとれなくても、特定の場所で委員が定期的に顔を合わせ、情報交換できる機会を設けましょう。

### (2) 精神面の支援

- 避難所や仮設住宅で委員活動を行うなか、被災者の思いや体験を聞くことで、被災者と同じような PTSD 症状を示す「二次受傷」や「二次的外傷性ストレス」を負う可能性があります。
- また、避難所や仮設住宅での生活が長期化すると、住民の不満や将来への不安が高じ、それが民生委員に向けられるケースもあります。
- そのため、民児協として、委員の精神的なダメージの予防や軽減、また活動が難しい状態となった場合（不適応状態）に備えて対策を講じておく必要があります。
- 民生委員自身が被災者である場合、このストレス反応が強くなる傾向があります。

- 民児協による取り組みとともに、委員同士の支え合いなどの、委員に対する精神面での支援がきわめて重要な課題となります。

#### Topics 「PTSD (Post Traumatic Stress Disorder)」

- ✓ 災害などの衝撃的な出来事によるストレスが、精神的なダメージとなり、時間がたってからも、その経験に対して強い恐怖感を感じる状態を PTSD といいます。
- ✓ 人は大きなストレスを受けた場合、急性ストレス反応を示しますが、1 か月程度で自然に回復していきます。しかし、PTSD は、その期間を超えても、心身にストレス反応が生じ続けます。
- ✓ こうした症状がある場合は、専門機関に相談することが必要です。

### (3) 1人で抱え込まないように

- 被災世帯を訪問し、さまざまな話や訴えを受け止めることに伴う民生委員のストレス緩和のためには、委員だけでなく、社協の生活支援相談員や保健師、地域包括支援センターの職員等のチームで訪問することも大切です。
- チームでの訪問が難しい場合は、複数名の委員で訪問するといった工夫も考えられます。
- 被災後、行政区や自治組織が確立していないなかで活動しなければならなくなった新任委員が孤立しないように支援することも必要となります
- これまでの被災地では、委員の精神面の負担の軽減・解消のため、精神保健福祉センター（精神医療センター）の精神科医と面談することにより、委員が自身のストレスを確認し、メンタルケアにつながっているという取り組みもありました。
- また、長期にわたる避難生活では、被災者を取り巻く状況は変化していきます。民児協においても定期的に委員に対する支援内容の再検討を行い、委員に過度な負担がかからないようにすることが必要です。

### (4) 地区割りや担当世帯の見直し

- 大規模な災害では、被災者は「応急建設住宅（建設仮設）」、「応急借上げ住宅」（いわゆる、みなし仮設住宅）、「災害公営住宅」などに分散することになります。そのため、被災前に担当していた地区の要援護者の安否確認や相談支援の訪問先が分散し、委員の心身の疲労や経済的な負担（ガソリン代等の交通費）が増大します。

- 被災前に担当地区に住んでいた要援護者が、違う地区に避難している場合は、民生委員の負担軽減のためにも、避難元・避難先の単位民児協が連携し、避難先の地区の民生委員へ支援を引き継ぐこと等も考えていく必要があります。
- しかし、支援を引き継ぐべきかどうかは、委員と要援護者の人間関係や被害の状況などによって異なるため、被災後にそれぞれの単位民児協において検討することが必要です。
- また、大規模な仮設住宅が建設された地域や、災害公営住宅が建設された地域などでは、世帯数の急増に伴う地区担当の委員の負担が大きくなることから、担当地域等の見直しも必要となってきます。その一方で、被災地域となったことで、担当世帯数が極端に減少する委員もいます。
- 発災前のコミュニティの住民との人間関係も大切ですが、増大する委員負担に対応し、新たな地区割り、各委員の担当地域の見直し、さらには災害公営住宅が建設された地域においては、委員の複数配置による負担軽減等の対応も必要となります。

#### (5) 委員同士の支え合い

- 単位民児協の区域内においても、被害が大きかった地域、被害の小さかった地域が混在します。被害が大きかった地域の担当委員の負担がどうしても大きくなるため、1人の委員に負担が集中することがないように、委員同士の支え合いが重要です。
- また、災害時には民生委員も被災者となります。それゆえ、状況によっては委員活動に十分な時間を割けないことも想定されます。
- それぞれの委員が置かれた状況を尊重し、他の委員の活動を批判したり、無理な活動を依頼したりすることがないように、平常時から単位民児協内部で共通認識として徹底しておくことが大切です。
- ただし、被災地では、自身の自宅が大きな被害を受けているにも関わらず、ほかの委員が活動しているなか、自分だけが活動しないのは心苦しいと活動するという委員もいたとのことでした。
- 自らも被災するなか、委員活動をすることが一時的にでも精神的な落ち着きになることも考えられ、単位民児協会長にはそうした委員の活動のバランスに気を配ることも求められます。

資料編

参 考 資 料

# 1. 災害種類別の特性と活動上の留意点

首相官邸「防災の手引き」等をもとに作成

- 災害から身を守り、その後の安否確認などの活動を実施するためには、災害によって生じる被害の特性や留意点を理解しておくことが重要です。

## 地震

- 地震が起きると…、

落下物 ▶ 外壁や窓ガラスが割れて落下したり、古いビルや家屋が崩れるなどの可能性があります。

津波 ▶ 強い揺れや弱くても長い揺れの場合は、津波が発生する可能性があります。

電話 ▶ 通話が集中したり、通信設備が被災するなど、電話やインターネットができなくなったり、つながりにくくなります。

道路 ▶ 道路に人や車が集中し、大渋滞が発生することが予想されます。郊外では土砂崩れなどによって、道路の寸断が発生します。

電車 ▶ 線路の寸断、安全確認に時間がかかるなどの理由で、相当な時間、電車が動かない場合があります。

ライフライン ▶ 停電、ガスの停止、水道の断水が起こり、復旧まで時間がかかる場合があります。

- 地震の揺れを感じたり、緊急地震速報を見聞きしたたら、慌てずにまず身の安全を確保しましょう。そして、テレビやラジオ、携帯電話など、さまざまな手段を使って正確な情報の把握に努めましょう。

家の中  
にいる場合 ▶

- ・頭を保護しながら大きな家具から離れ、頑丈な机の下などに隠れましょう。
- ・料理などで火を使っている場合、火を消せる時は火を消しましょう。火元から離れている時は、無理に火を消しに行かないでください。
- ・慌てて外に飛び出さないようにしましょう。
- ・扉を開けて避難路を確保してください。

店舗など  
にいる場合 ▶

- ・慌てず、従業員などの指示に従いましょう。
- ・従業員などから指示がないときは、その場で頭を保護し、揺れに備えて安全な姿勢をとりましょう。
- ・照明など、吊り下がっているもの下から退避してください。
- ・慌てて出口や階段に殺到しないようにしましょう。

エレベーター に乗っている場合 ▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての階のボタンを押し、最初に停止した階で降りてください。</li> <li>・万が一閉じ込められたら、無理に脱出しようとせず、インターホンで外部と連絡をとりましょう。</li> </ul>
屋外 にいる場合 ▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒などに注意し、頭を保護しながら、そばを離れてください。</li> <li>・ビルの壁や看板、割れたガラスなどの落下に注意し、頭を保護しながら、建物から離れてください。</li> </ul>
電車やバス に乗っている場合 ▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つり革や手すりにしっかりとつかまってください。</li> <li>・落ち着いて乗務員の指示に従いましょう。</li> </ul>
自動車 を運転中の場合 ▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急ハンドルや急ブレーキをかけず、緩やかに速度を落としましょう。</li> <li>・ハザードランプを点灯して、道路の左側に停止してください。</li> </ul>
山や崖 のそばにいる場合 ▶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落石やがけ崩れに注意し、できるだけその場から離れてください。</li> </ul>

○ 大都市で地震に遭遇したら…、

- ▶ まず身の安全を確保した後、むやみに移動せず、安全な場所にとどまりましょう。
- ▶ 駅周辺などの混雑している場所では、人が将棋倒しになる集団転倒が起きる危険性が高まるため、駅周辺には近づかないようにしましょう。
- ▶ 道路では、余震で頭上から物が落下してきたり、火災を起こっていたり、数多くの危険が予想されるため、安全な場所からむやみに移動しないようにしましょう

## 津波

- ▶ 東日本大震災で発生した津波は、当初予測された数値よりも遥かに高い例が多くありました。地震によって発生する津波のすべてを正確に予測することはできません。
- ▶ 津波は、一度だけでなく、複数回にわたって襲来し、第一波よりも、第二波や第三波などの方が高いケースもあります。
- ▶ 発表された津波到達予想時刻はあくまでも目安であり、実際の到達時刻は前後する可能性があります。
- ▶ 地形によっては、津波が駆け上がり、予想された高さ以上に達することがあります。また、津波は想像を超える速さ、想像を超える場所からやってきます。

○ 津波発生時は…、

- 
- ▶ 強い揺れや弱くても長い揺れを感じたとき、また地震を感じなくても、「津波警報」等を聞いたときは、すぐに海岸から離れ、可能な限り高い場所に避難してください。
- 
- ▶ 避難するときは、近くの高台や津波避難タワー、津波避難ビルなどに向かってください（第一波が引いた後でも、第二波が発生する可能性があります）。
- 
- ▶ 警報・注意報が解除され、安全が確認されるまで決して戻らないでください。
- 

## 豪雨・台風

- 
- ▶ 険しい山や急流が多い日本では、前線による大雨や台風によって、道路や低地の浸水、川の氾濫、がけ崩れ、地すべり、土石流などが発生しやすい環境にあります。
- 
- ▶ 近年では、短時間に狭い範囲で非常に激しく降る雨（いわゆるゲリラ豪雨）が頻発しており、宅地開発がすすんだ都市部では、川の急激な増水が生じたり、道路や住宅の浸水などが発生しています。
- 
- ▶ 雨で増水した川や田んぼを見に行ってしまうたり、浸水した道路で側溝の境界が見えにくいために転落する事故も発生しています。
- 

○ 豪雨・台風が近づいているときは…、

- 
- ▶ 川の氾濫や土砂災害などは一気に起こるため、避難が遅れると命にかかわります。天候が荒れてからでは移動も困難になるため、早期の避難をこころがけましょう。
- 
- ▶ 夜間や大雨がひどい場合は、避難行動には慎重な判断が必要です。
- 
- ▶ 暴風、暴雨などで、避難場所までの移動が困難な場合は、家の中でも、河川や崖から離れた2階の部屋で待機したり、近隣のできるだけ頑丈な建物に避難してください。
- 

○ 大雨による土砂災害に備えて…、

- 
- 大雨や台風  
に備えて ▶
- 住んでいる地域が土砂災害警戒区域か確認しましょう。
  - ・土砂災害のおそれがある区域は、「土砂災害警戒区域」「土砂災害危険箇所」として指定されています。
  - ・普段から、住んでいる地域が土砂災害警戒区域等に指定されているか、確認しておきましょう。
  - ・市町村が作成しているハザードマップを活用しましょう。
-

雨が降り始めたら	▶	<p>土砂災害警戒情報や雨量の情報に注意しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害発生危険度が高まったときには、住民の避難の参考になるように「土砂災害警戒情報」が発表されます。</li> <li>・テレビなどで雨量や雨雲の動き、土砂災害警戒情報の発出などを確認しましょう。</li> </ul>
豪雨になる前に	▶	<p>早めの避難を心がけましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が出す避難の情報に注意し、早めに避難してください。</li> <li>・夜間に大雨が予想される場合は、暗くなる前に避難してください。</li> <li>・夜間や豪雨などの状況により避難が困難な場合は、近くの頑丈な建物の二階以上に避難したり、それも難しい場合は、家の中の崖から離れた部屋や二階などの少しでも安全な場所に移動してください。</li> </ul>
土砂災害の前兆	▶	<p>土砂災害警戒情報等が発表されていなくても、斜面に前兆現象がある場合は、ただちに周りの人と避難し、行政に連絡しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がけや地面にひび割れができる</li> <li>・小石がバラバラと落ちてくる</li> <li>・がけや斜面から水が湧き出る</li> <li>・湧き水が止まる・濁る</li> <li>・井戸や川の水が濁る</li> <li>・地鳴り・山鳴りがする</li> <li>・樹木が傾く</li> <li>・降雨が続くのに川の水位が下がる</li> <li>・立木の裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる</li> </ul>

## 火山噴火

- ▶ 日本には 111 の活火山があり、世界でも有数の火山国といえます。火山は、大きな噴石や火砕流、土石流、小さな噴石・火山灰などを引き起こします。
- ▶ 大きな噴石や火砕流は噴火にともなって発生し、避難までの時間的猶予がほとんどないため、噴火警報や避難計画を活用した事前の避難が必要です。
- ▶ 噴火による小さな噴石は火口から 10km 以上、火山灰は数十 km から数百 km 以上運ばれて広い範囲に降下し、さまざまな被害をもたらします。

### ○ 火山災害に備えて・・・、

- ▶ ハザードマップ（火山防災マップ）を見て、噴火警戒レベルに対応する危険な場所を確認しておきましょう。
- ▶ あらかじめ、避難場所や避難経路を確認しておきましょう。
- ▶ 噴火の恐れがある場合は、「警戒が必要な範囲」から事前に避難しましょう。

○ 火山灰から身を守るために…、

火山灰を 吸い込まない	▶ <ul style="list-style-type: none"><li>・火山灰はとても小さいため、空気と一緒に肺の奥まで入ってきます。</li><li>・防塵マスクを着用するなど、火山灰を吸い込まないようにしましょう。</li><li>・火山灰を吸い込むと、咳が増えたり、息苦しくなったりします。気管支炎の人は発作のような咳や、胸のしめつけ感、ゼーゼーとした呼吸で苦しくなることがあります。心臓に重い病気がある人も気をつける必要があります。</li></ul>
皮膚を守る	▶ <ul style="list-style-type: none"><li>・火山灰に触れると、皮膚が炎症を起こす場合があります。</li><li>・痛くなったり、腫れたりするほか、ひっかき傷からばい菌が入る可能性もあるので、注意が必要です。</li></ul>
運転の際	▶ <ul style="list-style-type: none"><li>・火山灰が降ると、見通しが悪くなって、横断歩道などの表示が見えにくくなります。</li><li>・道路に火山灰が積もると滑りやすくなって、ブレーキがききにくくなります。多く積もると運転もできなくなります。</li></ul>
火山灰の 除去	▶ <ul style="list-style-type: none"><li>・火山灰の除去作業を行うときは、防塵マスクとゴーグルまたはメガネを着用しましょう。</li><li>・火山灰が積もると滑りやすくなるため、転倒に注意しましょう。</li><li>・火山灰は雨どいや下水に積もりやすいので、流さないようにしましょう。</li></ul>

## 竜 巻

- ▶ 竜巻が発生すると、短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらします（数分から数十分で、長さ 数 km から数十 km、幅 数十 m から数百 m の狭い範囲に集中します）。
- ▶ 竜巻は、移動スピードが非常に速い場合があります。  
過去に発生した竜巻のなかには、時速約 90km（秒速 25m）で移動したものもあります。
- ▶ 強い竜巻の場合、強い風によって建物が倒壊したり、車が転倒することがあります。  
さまざまなものが竜巻に巻き上げられたり、巻き上げられたものが猛スピードで飛んでくる危険性があります。
- ▶ 建物の中にも、飛んできたものが窓ガラスを割ったり、壁に刺さったりするので、注意が必要です。

○ 竜巻の接近の特徴と対応

- 
- ▶ 真っ黒い雲が近づく、雷が鳴る、冷たい風が吹き出す、大粒の雨やひょうが降り出すなどの積乱雲が近づいている兆しがあれば、竜巻が発生する可能性があります。
- 
- ▶ 周囲が暗くなったり、真っ黒い雲が見えたら、早めに避難しましょう。
- 
- ▶ 建物やブロック塀が倒壊したり、車が飛ばされることもあるので、頑丈な建物に避難しましょう。
- 
- ▶ 屋内にいても窓ガラスには近づかず、一階の丈夫な机の下などで頭を守りましょう。
- 
- ▶ 周辺に身を守るものがない屋外の場合、側溝などの「くぼみ」に身を伏せて、両手で頭や首を守ってください。
- 
- ▶ 竜巻は短時間に猛スピードでさまざまなものを巻き上げながら甚大に被害を与えます。すぐに身を守るための行動をとってください。
- 

## 雪 害

- 
- ▶ 日本は、国土の半分以上が豪雪地帯に指定されており、約 2000 万人もの人びとが豪雪地帯で生活しています。
- 
- ▶ 雪害の代表的なものとして、雪崩、除雪中の転落事故、路面凍結による交通事故、歩行中の転倒事故などがあります。
- 

○ 除雪にあたって…、

- 
- ▶ 除雪中の事故は 65 歳以上の高齢者の比率が高く、何かあったときのために複数人で行うことが必要です。
- 
- ▶ 民生委員は、高齢者宅等の雪おろしを依頼されることがあるかもしれませんが、雪おろしは民生委員の業務ではありません。行政等につなぐようにしましょう。
- 
- ▶ なお、空き家の除雪が行われず危険な状態になっている場合は、災害対策基本法第 64 条に基づき、市町村長の判断で雪おろしを行うことが可能なため、行政に連絡しましょう。
-

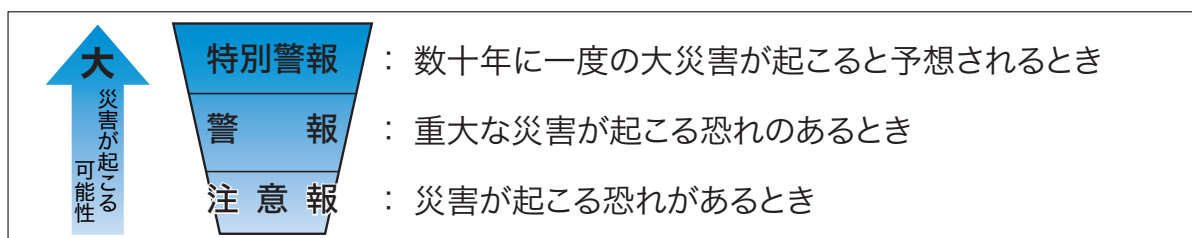
## 2. 気象等および避難に関する情報

首相官邸、内閣府、消防庁の資料をもとに作成

- 災害時には、気象庁等が「注意報」や「警報」、「特別警報」を、市町村が避難に関する情報を発表（発令）します。
- こうした情報を正しく理解し、早期の避難行動を心がけることが大切です。

### 「特別警報」「警報」「注意報」

- 気象庁や各地の気象台は、災害が発生する恐れのあるとき、自治体や報道機関を通じて注意報や警報を発表し、住民に注意を呼びかけます。
- 「注意報」→「警報」→「特別警報」の順に、災害が起こる可能性が大きくなります。



- **特別警報**とは、「東日本大震災」や「阪神・淡路大震災」といった、誰もが聞いたことがあるような大災害が起こる恐れがあるときに、最大級の警戒を呼びかけ、「ただちに命を守る行動」を求める警報です。

特別警報が発表される災害：大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪

- 地震、津波、火山噴火に関しては、それぞれ危険度が非常に高いレベルのものを「特別警報」と位置づけて発表されます（「○○特別警報」とは発表されません）。

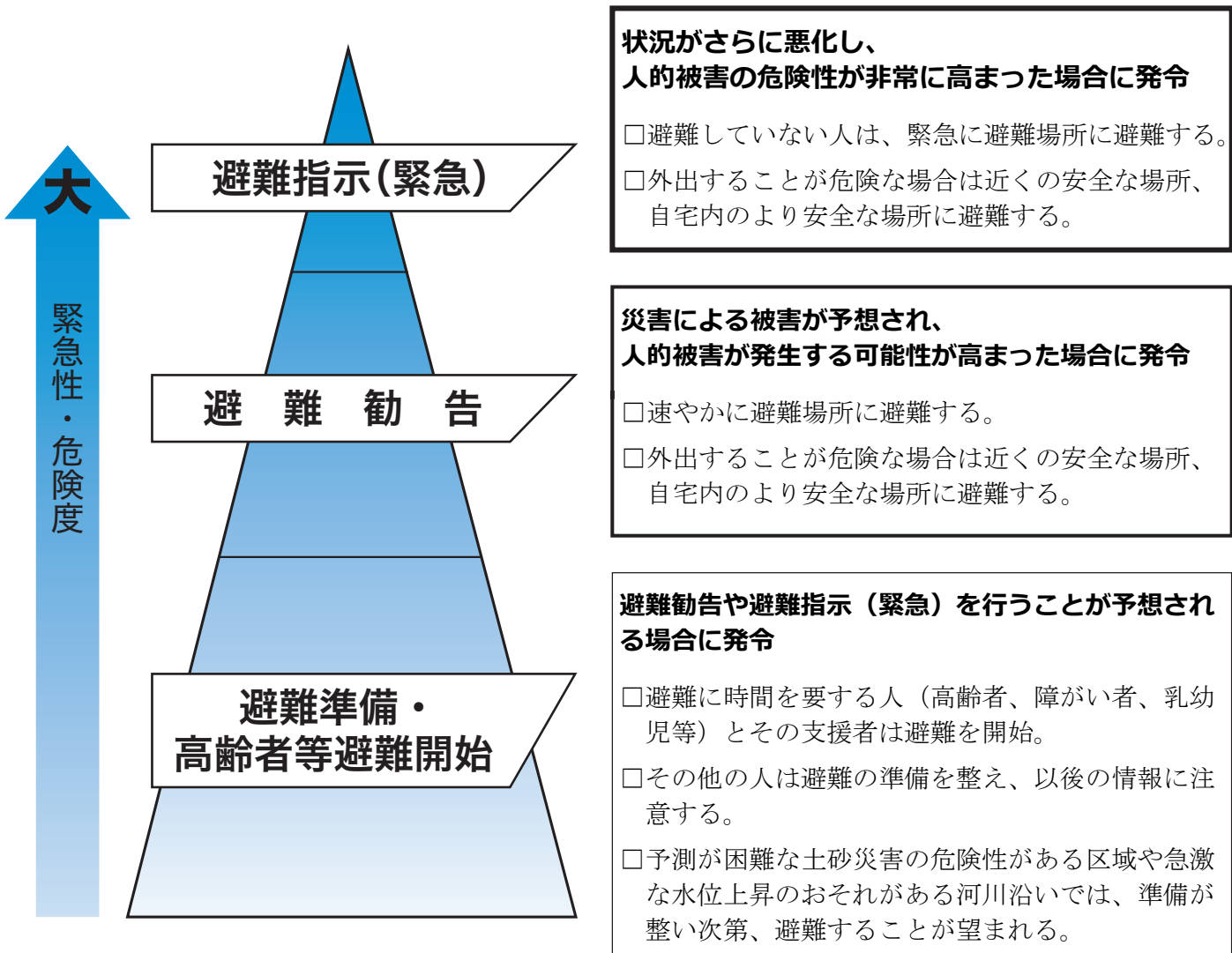
**地震**：震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合  
 （「緊急地震速報（震度 6 弱以上）」を「特別警報」に位置づける）

**津波**：高い所で 3 メートルを超える津波が予想される場合  
 （「大津波警報」を「特別警報」に位置づける）

**火山噴火**：居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合  
 （「噴火警報（居住地域）」を「特別警報」に位置づける）

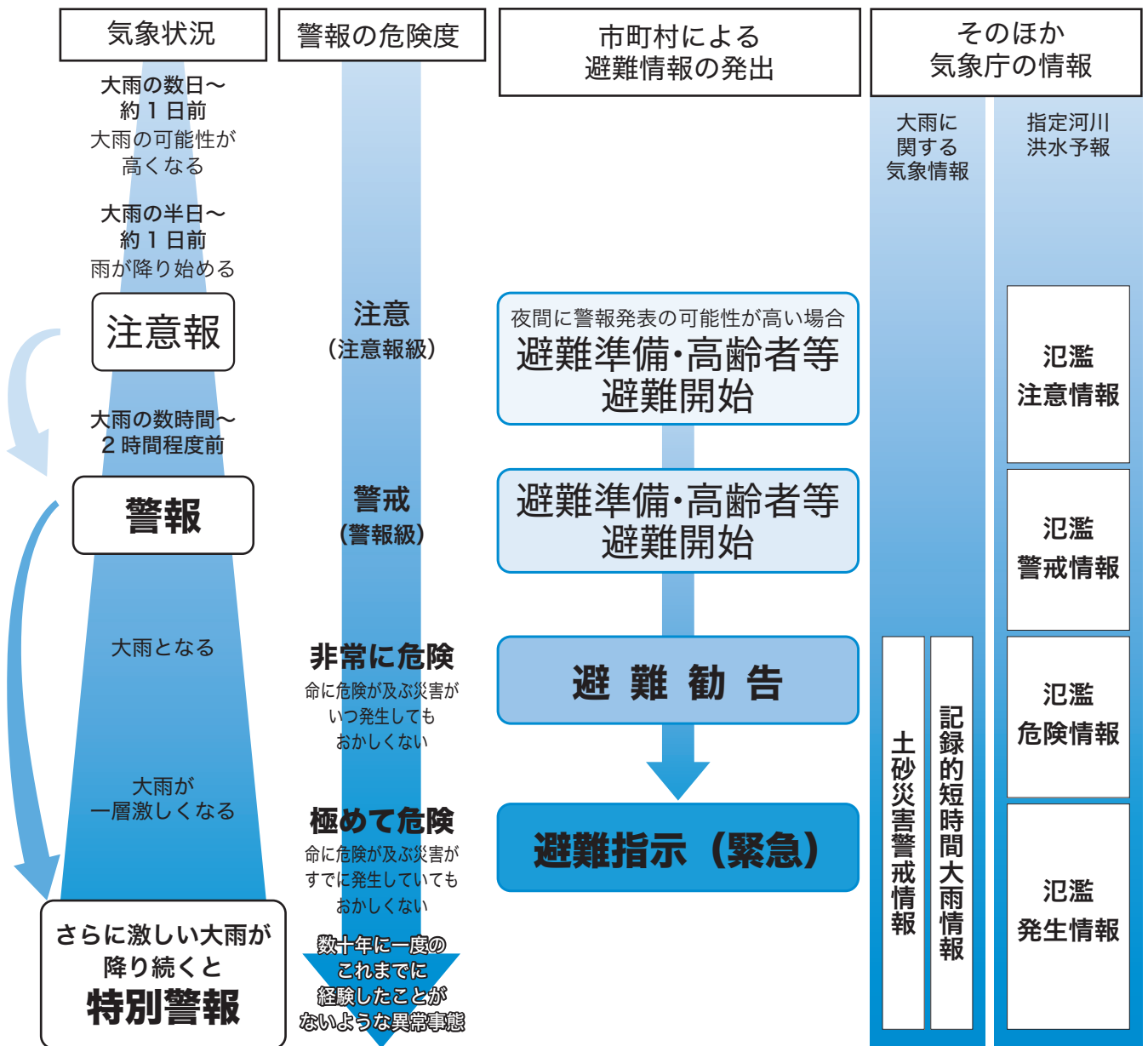
**「避難指示（緊急）」「避難勧告」  
「避難準備・高齢者等避難開始」**

- 市町村は気象庁等が発表する災害に関する注意報や警報等をもとに、避難に関する情報を発令します。
- 発令の判断基準は、市町村によって、災害別・地域別に定められています。
- 市町村から発令される避難情報の入手方法を確認しておきましょう。



※ 「避難準備情報」は、高齢者等が避難を開始する段階であるということを明確にするため、平成28(2016)年12月に「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更されました。

# 警報と避難の情報のイメージ



※ 平成 30(2018)年 12 月、政府の中央防災会議の作業部会が、大雨や土砂災害の防災気象情報に関する報告書を防災担当大臣に報告しました。

報告書では、早期の避難につなげるため、大雨や洪水、土砂災害の警戒レベルを 5 段階で示すことなどを提言しています。報告書が示した 5 段階の警戒レベルは数字が大きいほど危険度が高く、防災無線などで情報発信される際に、「避難勧告発令。洪水警戒レベル 4」などと例示されるなど、危険度を一目で分かるようにするとのことです。

報告書を受け、内閣府では、2019 年の春ごろまでにガイドラインを見直し、実際の運用をすすめる方針としています。

## 3. 災害に備えて知っておきたい知識

- 本指針では、災害に備えて知っておきたい知識や情報を「Topics」としてご紹介してきました。
- 本ページでは、本文中でご紹介しきれなかった知識や情報をご紹介します。

### Topics「地域防災計画」

- ✓ 災害対策基本法では、地域および住民を災害から守るため、市町村に「地域防災計画」の作成・実施を義務づけています。
- ✓ また、「地域防災計画」の作成・実施のために、消防機関や自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図るように努めなければならないとしています。
- ✓ なお、「地域防災計画」は、あくまでもその地域の住民全体を対象として、防災や災害時の緊急対応、災害後の応急的な対策や復旧についての業務などをまとめた、行政の災害対応のための計画という側面が強いことを意識しておく必要があります。
- ✓ 支援や援助が必要な人たちへの対応についても盛り込まれているものの、民生委員として、行政の福祉関係部局や福祉サービス関係者と日頃から情報共有や協議をしておく必要があります。

### Topics「地区防災計画」

- ✓ 平成 25(2013)年の災害対策基本法改正で、自助および共助に関する規定が追加され、防災計画体系のなかに、市町村内の一定の地区の居住者および事業者による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。
- ✓ 「地区防災計画」は、市町村の判断で「地域防災計画」に規定するほか、地区居住者等が市町村防災会議に対して、「地区防災計画」を「地域防災計画」に定めることを提案でき、市町村防災会議には、それに対する応諾義務が課せられています。
- ✓ 「地区防災計画」が「地域防災計画」に規定されることにより、行政と地区居住者等の双方が、その達成に責任を持つこととなります。

### Topics「自主防災組織」

- ✓ 自主防災組織は、住民自身の自発的な防災組織で、多くが自治会・町内会単位で結成されています。全国で約 16 万の自主防災組織が設置され、総世帯数に対す

る活動カバー率は 81.7%となっています（平成 28(2016)年 4 月現在）。

- ✓ 平常時は防災訓練や地域の危険箇所の把握等、発災時には初期消火や住民の避難支援等を担うこととされており、今後、地域の防災力を高めるためにも、結成を進め、活発な活動が行われることが期待されています。
- ✓ 一方で、リーダー等の人材育成が進んでいないこと、防災活動の参加者が少ないこと、活動費や資機材などの不足が課題として挙げられています。

### Topics 「携帯電話のバッテリー」

- ✓ 電化製品のバッテリーは、100%使い切る前に充電すると、バッテリーがその時点を 0%と認識し、バッテリーの量が減少してしまうため、使い切ってから充電した方がよいとされていました（メモリー効果）。
- ✓ しかし、現在のスマートフォンや携帯電話などに使われているリチウムイオン電池ではメモリー効果は起こらないため、使い切る前に、継ぎ足して充電しても問題ありません。
- ✓ 災害はいつ発生するか分かりません。携帯電話は、自身の安否の連絡や要援護者の安否確認などで必要になります。災害に備える意味でも、バッテリーは使い切る前に充電するように心がけましょう。
- ✓ また、災害時に備えて、予備のバッテリーを準備しておきましょう。

### Topics 「ガソリンの給油」

- ✓ 車に給油する際、満タンにする人が約 6 割、しない人が約 4 割という結果が、駐車場などを運営する「パーク 24」が公表したアンケート結果（平成 29(2017)年 4 月 7 日公表）で明らかになりました。
- ✓ 満タンにしない理由のひとつは、ガソリンを満タンにするとその分重くなり、燃費が悪くなるということのようです。
- ✓ しかし、満タンにしたときの燃料の重さが、目に見えるほど燃費に反映されるかどうかは疑問という声もあります。
- ✓ 被災地では、給油のためにガソリンスタンドに長い列ができました。また、交通網の寸断などにより、給油が制限される事態も想定されます。
- ✓ 全国石油商業組合連合会では、「満タン&灯油プラス 1 缶運動」を推進しています。これは、災害発生時にガソリンや灯油の供給が滞ることを想定し、ガソリンは満タンを心がけ、暖房用の灯油は 1 缶を余分に買い置くことを呼びかけているもので、東日本大震災被災地の市町村などでも運動を紹介しています。
- ✓ 災害時、安否確認の際に車を使用することがあるかもしれないことなどを考えると、災害に備えるためにも、給油の際は満タンにしておく方がよいと思われます。

## Topics 「避難訓練」

- ✓ 避難訓練は、単に避難所まで避難するというものではなく、さまざまな種類の災害、災害発生の季節（夏、冬）、時間帯（昼間、夜間）、曜日（役場の閉庁日）等を想定して行うなど、実践的な訓練とすることにより、関係者間の役割分担が明確になるなど、より効果的なものとなります。
- ✓ 発災時、たとえばエレベーターが使用できない場合に、要援護者をどのように避難させるのかなど、訓練の機会を活用し、参加者で対応策を検討することも考えられます。
- ✓ また、民生委員が「災害福祉マップ」に記載された世帯を実際に訪問し、訪問するのにどれだけ時間を要するのかを把握することで、災害時にどの程度の行動が可能なのかを検証する機会とすることも考えられます。

## Topics 「個別計画」

- ✓ 内閣府の「取組指針」では、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、「避難行動要支援者」ごとに「個別計画」を作成すべきとしています。
- ✓ 「避難行動要支援者名簿」の記載内容は、法および取組指針において示されていますが、一人ひとりの世帯状況や生活状況等という面では不十分な点があります。これを補うものとして、避難行動要支援者それぞれに「個別計画」を作成することとしているのです。（なお、この「個別計画」は、避難支援が必要な理由など、民児協が作成している「災害時要援護者台帳」と多くの点で共通します。）
- ✓ 報道によると、平成 30 年 6 月 1 日現在、「個別計画」の作成を全員分済ませた市町村は 239、一部済ませた市町村は 741、未作成の市町村も 4 割あるとのことでした。
- ✓ 「個別計画」の策定がすすまないのは、避難支援者が見つからないといった理由も聞かれますが、本「指針」でも触れたように、民生委員にはとくに支援の必要性が高い要援護者の安否確認等が期待されることから、特定の人の避難支援者とならないことが原則です。
- ✓ また、「個別計画」は、市町村が、個別に避難行動要支援者と具体的な打ち合わせを行いながら作成することが望まれています。そして、そのために、「個別計画」作成にあたっての関係者との調整役となる「コーディネーター」に協力を得るとしています。
- ✓ 「コーディネーター」として、民生委員も例示されていますが、あくまで例示として記されているものであり、地域の実情も踏まえ、関係者と連携し、必要に応じて対応していきましょう。
- ✓ また、「コーディネーター」は、「個別計画」作成の調整役であり、発災時の具体的な支援を行う役割ではありません。

Topics 「災害時要援護者台帳 様式例」

要援護者台帳 様式例(表面)

※本台帳はご本人の同意のもとで作成しているものです。個人情報ですので取り扱いには十分に注意してください。

				支援の優先度(A~C)	
ふりがな		生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日 ( 歳)	
氏名					男 女
自宅住所	(〒 )				
	電話番号	(自宅)		(携帯)	
メールアドレス					

※緊急の時に連絡できる親族等(二人)についてお書きください。

緊急 連絡先	ふりがな		続柄		
	氏名				
	自宅住所	〒			
	電話番号	(自宅)		(携帯)	
メールアドレス					

緊急 連絡先	ふりがな		続柄		
	氏名				
	自宅住所	〒			
	電話番号	(自宅)		(携帯)	
メールアドレス					

【災害時に必要な支援】 該当項目に○

避難所への避難に関する支援	避難情報の伝達 その他( )	自力歩行困難	車いす利用(複数名での支援)
	避難予定場所 ( )		
避難所等での生活に関する支援	医療ケア コミュニケーション支援	服薬管理	介護サービス 移動等の介助 その他( )

担当民生委員・児童委員氏名	
氏名	

注) 以上に加え、町内会・自治会への加入情報を記載することが考えられます。

## 要援護者台帳 様式例(裏面)

注)この裏面の情報は、関係者全員で共有するものではなく、民生委員・児童委員等のみが保持する情報です。

心身の状況等	具体的な要介護、障害の状態					
	要介護度		障害手帳	身体障害者手帳 級	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳 級
	現在かかっている病気等	病名			通院回数	月(回) 年(回)
		服薬の有無	有(薬名)	無	血液型	A B O AB RH式( )
	かかりつけ医	病院名			担当医師	
		所在地			電話番号	
	利用している福祉サービス事業所	名称			サービスの種類	
		所在地			電話番号	
	世帯の状況	単身世帯(要援護者のみの世帯)      夫婦世帯      その他( )				
	特記事項 (世帯内での避難支援者の有無他)					

避難支援者(発災時の避難を支援してくれる者) ※支援者本人の同意を得て記入

1	氏名		電話番号	(自宅)	(携帯)
	住所	〒			
	メールアドレス				
2	氏名		電話番号	(自宅)	(携帯)
	住所	〒			
	メールアドレス				

その他日常生活上で必要と考えられる支援内容等

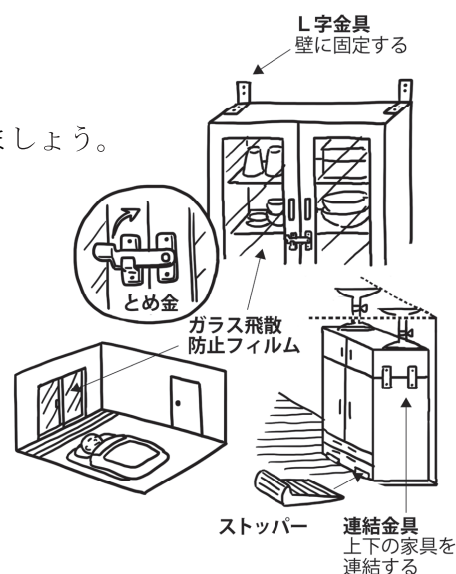
※この様式例は例示であり、全てを網羅しなければならないものではありません。

## Topics 「安否確認と避難支援」

- ✓ 安否確認と避難支援は異なるものです。
- ✓ 民生委員はとくに安否確認を基本として活動し、避難支援（避難所への同行等）は近隣住民等（避難支援者になっている人等）に委ねることが適当です。
- ✓ また、民生委員による安否確認では、要援護者のうち、とくに支援度の高い人から優先的に実施することが考えられます。
- ✓ なお、安否確認済みの場合や避難が完了している場合には、関係者への伝達のため、玄関に目印を掲示することを地域においてルール化しておくことも有効と考えられます。

## Topics 「自宅の安全対策」

- ✓ 家具の倒れる向きを考えて配置しましょう。
- ✓ 転倒防止器具などで固定し、倒れにくくしましょう。
- ✓ 窓や食器棚などのガラスが飛散しないようにしましょう。
- ✓ 重いものを下に収納し、高いところに危険なものを置かないようにしましょう。
- ✓ 寝室にはできるかぎり家具を置かないようにしましょう。
- ✓ 廊下には避難の妨げになるものを置かないようにしましょう。



内閣府および消防庁ホームページ等をもとに作成

## Topics 「非常備蓄品（復旧までの数日間を支えるもの／一人分）」

- 飲料水 9ℓ（3ℓ×3日分）
  - ご飯（アルファ米）4～5食分
  - ビスケット、乾パン 1～2箱
  - 板チョコ 2～3枚
  - 缶詰 2～3缶
  - 下着 2～3組
  - 衣類、毛布（スウェット上下、セーター、フリース、タオルなど）  
（そのほか、ティッシュやマスク、簡易トイレなどの衛生用品、調味料やカセットコンロ、食器類、ラップなどの生活用品、現金など）
- ※ 一人最低3日分は用意しておきましょう。
- ※ 年に一度はチェックして、新しいものと交換しましょう。



内閣府および消防庁ホームページ等をもとに作成



否確認作業が長引いたようです。

- ✓ 全国の行政のなかには、一定の基準も設けて迷わず不同意者名簿の提供ができるようにしたり、75歳以上の単身世帯などを自動的に「避難行動要支援者名簿」に登録できることを定めた条例を制定する市町村があるなど、災害時要援護者支援の取り組みが進められています。

### Topics 「民生委員に対する個人情報の提供」

- ✓ 内閣府個人情報保護委員会は、平成30(2018)年8月1日付けで『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』および『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&Aを改定しました。
- ✓ 今回のQ&Aの改定では、民生委員について、「活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります」と明記されており、「活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましい」と示されています。
- ✓ 活動していくにあたって必要な情報がある場合は、民児協として、上記のQ&Aも示しつつ、行政と協議することが考えられます。
- ✓ なお、個人情報の提供を受けるにあたっては、個人情報の取り扱いに十分留意することが必要です。

### Topics 「災害ボランティアセンター」

- ✓ 災害ボランティアセンターは、被災地のボランティア活動を円滑に進めるために設置される拠点です。
- ✓ 多くのボランティアが支援に関わった阪神・淡路大震災では、さまざまな機関が被災者のニーズ把握やボランティアの調整などを行いました。そうした経験を踏まえ、被災者のニーズとボランティアによる支援を効率よく調整する拠点が必要とされ、災害ボランティアセンターが誕生しました。
- ✓ 災害ボランティアセンターは、被災した地域の社協やボランティア活動に関わっている機関・団体、行政などによって協働運営されることが一般的です。被災地以外の地域から支援に駆けつける災害ボランティアセンターの運営経験者・団体に関わる場合もあります。
- ✓ 被災者のニーズ把握、ボランティアの受け入れ、派遣先や人数の調整、資機材の調整、ボランティア活動の実施、振り返りなどが主な役割です。

### Topics 「生活支援相談員」

- ✓ 仮設住宅が建設されるような大規模災害では、被災地の社協において、生活支援相談員を配置し、被災者に寄り添って、見守りや相談活動、サロン活動などが実施されます。「地域支え合いセンター」等の拠点が設置されることもあります。
- ✓ 阪神・淡路大震災において、仮設住宅での見守りやコミュニティづくりなどが求められ、そのための支援員等が配置されたことをきっかけに、新潟県中越地震以後に普及しました。
- ✓ 生活支援相談員の役割は民生委員の活動とも重なります。また、生活支援相談員は災害発生後に配置されるため、課題を抱える人や地域の状況に関する情報を有する民生委員と連携・協働することで、より効果的な支援につながることを期待されます。
- ✓ また、生活支援相談員と連携することによって、自身も被災者である民生委員の負担軽減につながることも期待されます。

### Topics 「仮設住宅と災害公営住宅」

- ✓ 「仮設住宅」とは、正確には「応急仮設住宅」と言われ、災害によって自宅が全壊するなどの被害を受けた被災者に対して、供与する応急的、一時的な住宅のことです。
- ✓ 主に公園等にプレハブなどで建てられる「応急建設住宅（建設仮設）」と、民間の賃貸住宅を借り上げる「応急借上げ住宅」（いわゆる、みなし仮設住宅）があります。その他、公営住宅に一時的に入居する場合があります。
- ✓ 「応急建設住宅（建設仮設）」は、原則として、災害発生の日から 20 日以内に着工し、建築工事が終了してから 2 年 3 か月以内が供与期間とされています。無償で提供されるのが通例となっています。
- ✓ 近年の災害では、「応急借上げ住宅」（いわゆる、みなし仮設住宅）への入居も増えています。「応急建設住宅（建設仮設）」と同様、入居期間約 2 年であり、その間の家賃は全額補助されます。
- ✓ 「応急借上げ住宅」（いわゆる、みなし仮設住宅）に入居した場合、行政や民生委員等の目が届きにくく、住民が孤立することも多いため、留意が必要です。
- ✓ 「災害公営住宅」は、災害により自宅を失い、自力での住宅再建が難しい被災者のために、国の補助を受けた都道府県や市町村が建設する賃貸住宅のことです。所得によって異なりますが、家賃が必要となります。

## 4. 災害対策基本法（抜粋）

### （目的）

**第一条** この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

### （基本理念）

**第二条の二** 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

### （市町村の責務）

**第五条** 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

### （国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

**第五条の三** 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

### （指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

**第六条** 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

### (住民等の責務)

**第七条** 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

- 3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

### (市町村防災会議)

**第十六条** 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

### (市町村地域防災計画)

**第四十二条** 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

**第四十二条の二** 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

### (防災訓練義務)

**第四十八条** 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

### (指定緊急避難場所の指定)

**第四十九条の四** 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適

合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

#### (指定避難所の指定)

**第四十九条の七** 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

#### (指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

**第四十九条の八** 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

#### (居住者等に対する周知のための措置)

**第四十九条の九** 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

#### (避難行動要支援者名簿の作成)

**第四十九条の十** 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

- 3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

#### (名簿情報の利用及び提供)

**第四十九条の十一** 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

#### (名簿情報を提供する場合における配慮)

**第四十九条の十二** 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (秘密保持義務)

**第四十九条の十三** 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その

他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (市町村長の避難の指示等)

**第六十条** 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

#### (避難所における生活環境の整備等)

**第八十六条の六** 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

**第八十六条の七** 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 5. 全民児連における災害に関するこれまでの取り組み

平成 7(1995)年 1 月	阪神・淡路大震災による被災委員への支援を目的に、全国の民児協関係者に義援金を募集。被災委員への見舞金等として送金（募集期間：1 月 23 日～2 月末／義援金総額：1 億 3,926 万 8,896 円）。
平成 9(1997)年 2 月	平成 9 年 1 月に発生した日本海タンカー重油流出事故による漂流重油の回収にあたるボランティア活動に関わる費用等の支援を目的に、全国の委員に義援金を募集。被災地の民児協を通じ、被災地の社協に送金（募集期間：2 月 7 日～3 月末／義援金総額 2,111 万 3,456 円）。
平成 13(2001)年 3 月	<p><b>「民生委員・児童委員 災害救援活動支援金制度」を創設</b></p> <p>災害救助法が適用される災害が発生した際、被災市町村の民児協による、発災直後の被災者支援活動（初動活動）を財政的に支援することを目的に創設（平成 25 年 9 月に改正）。</p>
平成 18(2006)年	<p><b>「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を提唱</b></p> <p>民生委員制度創設 90 周年の記念事業のひとつとして、全国の民生委員、民児協による一斉運動として「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を提唱。</p> <p>災害時に備え、安否確認や避難支援に向けた地域の体制整備を平常時からすすめて、そうした活動を通じて民生委員活動の社会的アピールをめざしたもの。</p> <p>この運動は、当初、90 周年にあたる平成 19 年の 9 月までを実施期間として行われたが、その成果等を踏まえ、引き続き同年 10 月から平成 22 年 11 月末まで継続する第 2 次運動が実施された。</p> <p><b>【第 1 次運動（平成 18 年 4 月～平成 19 年 9 月）】</b></p> <p><b>【第 2 次運動（平成 19 年 10 月～平成 22 年 11 月）】</b></p>
平成 23(2011)年 3 月	<p>東日本大震災発生。高齢者等の安否確認や避難支援活動中の委員 56 名が犠牲となる。</p> <p>東日本大震災による被災委員への支援を目的に、全国の民児協関係者に義援金を募集。被災県・市民児協を通じて被災委員に弔慰金、見舞金を送金（募集期間：3 月 18 日～6 月末／義援金総額：1 億 8,713 万 8,864 円）。</p>

平成 23(2011)年度	「民生委員・児童委員の安否確認・見守り活動および避難・復興期の支援活動のあり方調査研究事業」を実施。
平成 24(2012)年度	<p>「東日本大震災被災地における民児協活動支援のための拠金」を実施</p> <p>平成 24 年度から平成 26 年度の 3 か年度に分けて、被災地の民児協活動の支援や各委員の活動上の負担軽減のために、岩手県、宮城県、仙台市、福島県、茨城県の民児協への助成を実施（実施期間：平成 24 年度～26 年度／助成総額：1 億 1,571 万 7,008 円）。</p> <p>「東日本大震災被災地民児協支援会議」を開始</p> <p>東日本大震災被災 3 県 1 市の民児協正副会長等の役員、全民児連の正副会長、厚生労働省担当課長等が被災地において一同に会し、情報共有を図るとともに、必要な支援について協議を実施（平成 24 年度以降、毎年度実施）。</p>
平成 25(2013)年 4 月	<p>「民生委員・児童委員による 災害時要援護者支援活動に関する指針」を策定</p> <p>東日本大震災の経験により、民生委員による災害時要援護者支援活動のあり方をあらためて整理すべく、被災地で活動した委員に対するヒアリングを広く実施し、指針を策定。</p>
平成 25(2013)年 9 月	<p>「東日本大震災被災地における 主任児童委員の活動状況の調査」を実施</p> <p>全民児連児童委員活動推進部会において、平成 25 年 9 月から平成 26 年 1 月にかけて標記調査を実施。東日本大震災被災地における主任児童委員活動の実際や子ども、子育て家庭が直面した課題等を把握し、平成 28 年 3 月に報告書として取りまとめる。</p>
平成 25(2013)年 11 月	<p>「民生委員・児童委員による 災害時要援護者支援活動に関する指針」改訂第 2 版を策定</p> <p>平成 25 年 6 月に改正された災害対策基本法において、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、その提供先のひとつとして、民生委員があげられたことなどを受け、災害対策基本法と委員活動の関係などについて加筆を行い、第 2 版を策定。</p>
平成 26(2014)年 1 月	<p>「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」改訂第 2 版に基づき、『災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック』を作成配布。</p>

平成 28(2016)年 5 月	平成 28 年 4 月に発生した熊本地震による被災委員への支援を目的に、「平成 28 年熊本地震 民生委員・児童委員支援募金」を実施。被災委員への見舞金送金とともに被災地民児協活動への助成を実施(募集期間 5 月 13 日～7 月末/募金総額 1 億 54 万 3,666 円)。
平成 29(2017)年 10 月	<p><b>「被災地民児協支援募金」を創設</b></p> <p>災害が多発している状況を踏まえ、常時募金の受け入れができるように「被災地民児協支援募金」として体制を整備（その後、平成 30 年度に「被災地民児協支援募金」運営要綱を策定）。</p>

# 委員名簿

※敬称略、所属・役職は平成 31(2019)年 3 月現在

## 【全民児連 地域福祉推進部会】

部会長	藤目 真皓	全民児連副会長（香川県）
副部会長	太田 春海	全民児連理事・評議員（秋田県）
副部会長	本田 學	全民児連理事・評議員（岐阜県）

（全民児連評議員）

部会員	新保 なり子	青森県
同	小澤 義孝	群馬県
同	本郷 俊明	京都府
同	池田 芳晴	山口県
同	長田 一郎	宮崎県
同	林 克忠	千葉市
同	稲田 謙一	浜松市
同	森住 勝子	福岡市

（ブロック選出委員）

同	本多 満理子	新潟県
同	新城 ヒロ子	沖縄県

（学識経験者）

同	金井 敏	高崎健康福祉大学 教授
同	中村 美安子	神奈川県立保健福祉大学 准教授

---

## 災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針

民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針 改訂第3版

全国民生委員児童委員連合会

平成31(2019)年3月発行

(事務局)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部内  
TEL 03-3581-6747 FAX 03-3581-6748

---

